

埼玉県地域強靱化計画 (素案)

彩の国  埼玉県

平成29年3月
(令和4年3月改定)
(令和〇年〇月改定)



埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」

目 次

第1章	はじめに	1
1-1	計画の趣旨	1
1-2	位置付け	1
1-3	計画の見直し	1
第2章	強靱化の基本的考え方	2
2-1	我が国の強靱化政策の状況	2
2-2	本県の強靱化の必要性と国土強靱化における本県の担う役割	4
2-3	本県の地域特性	5
2-4	本県の強靱化の方向性	18
第3章	想定する大規模自然災害等の整理	22
3-1	想定する大規模自然災害等の範囲	22
3-2	想定する大規模自然災害等の規模	22
第4章	脆弱性評価の結果	23
4-1	脆弱性評価の方法	23
4-2	想定する大規模自然災害等による被害の伝播の整理	23
4-3	「起きてはならない最悪の事態」の設定	23
4-4	「起きてはならない最悪の事態」の発生回避等に向けた評価	25
第5章	強靱化に向けた行動（事前に備える目標別）	26
5-1	近年の自然災害などで生じた主な課題	26
5-2	重点的に推進する取組の設定	28
5-3	事前に備える目標別の強靱化に向けた主な行動	29
5-4	行動指標	43
第6章	施策分野別の強靱化に向けた方針	47
6-1	施策分野の設定	47
6-2	施策分野と「起きてはならない最悪の事態」の整理	47
6-3	施策分野ごとの取組の方向性	49
第7章	地域強靱化の推進に向けて	63
7-1	地域強靱化に向けた推進体制の確保	63
7-2	持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた施策の推進	64
7-3	他計画との整合と進捗状況の把握	64

（※ 実際のページは、本文とは異なる）

第1章 はじめに

1-1 計画の趣旨

平成25年12月に公布・施行された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が中長期的な見通しに基づき、国土強靱化に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進するため、令和5年6月に改正された。基本法の改正を基に、令和5年7月には国の国土強靱化に係る国の他の計画の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が改定され、国では取組の強化を推進してきた。

本県においても、大規模自然災害等が発生しても県民の生命を最大限守り地域社会の重要な機能を維持する「強さ」と、生活・経済への影響、県民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減して迅速な復旧・復興ができる「しなやかさ」を持ち、県民の安全・安心を守るよう備えることを目的に、平成29年3月に「埼玉県地域強靱化計画」（以下「本計画」という。）を策定し、令和4年3月に改定している。

この度、国の基本計画の全面改定や、近年の災害から得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化等も踏まえて、本計画を改定することとし、本県の地域強靱化の取組の強化を図ることとする。

なお、本計画の改定に当たっては、専門家（大学教授等）、ライフライン事業者、情報通信事業者から構成する「埼玉県地域強靱化計画推進専門委員会」を設置し、それぞれの立場からの意見・助言を受けている。

1-2 位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、本県における地域強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画である。

また、本計画は本県の県政運営の基礎となる「埼玉県5か年計画」における地域強靱化に関する部分に係る指針となるものである。

なお、本計画は発災前における平時の施策を対象とした計画であり、災害対策基本法に基づく「地域防災計画」は発災後の応急復旧をも対象とし役割ごとに実施主体と取組内容を明確にすることが中心の計画である。

1-3 計画の見直し

国の基本計画の見直しや社会経済情勢等の変化、強靱化施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて所要の変更を加えるものとする。

第2章 強靱化の基本的考え方

2-1 我が国の強靱化政策の状況

平成25年12月に公布・施行された基本法では、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりの推進に関し、基本理念を定め、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしている。これを受けて、平成26年6月に基本計画が定められ、平成30年12月、令和5年7月に改定された。

(1) 理念

基本計画では、以下に示す事項が国土強靱化の理念として掲げられている。

- ・大地震等の発生の際に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図る、といった『事後対策』の繰り返しを避け、今一度、大規模自然災害等の様々な危機を直視して、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要
- ・平成23年東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の教訓を踏まえ、大規模自然災害等の備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を、いわば「国家百年の大計」の国づくりとして、千年の時をも見据えながら行うことが必要
- ・少子高齢化の影響により様々な活動が従来と比較して弱まる地方都市や中山間地域において、その地域が質的に変化しながら災害や時代の変化にも適応し、「地域力」を高め、発揮していくことが必要
- ・この国づくりを通じて、危機に翻弄されることなく危機に打ち勝ち、その帰結として、国の持続的な成長を実現し、次世代を担う若者たちが将来に明るい希望を持てる環境を整備・維持することが必要

(2) 基本目標

以下の4項目を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会を構築するため、「国土強靱化」を推進することとしている。

基本目標Ⅰ 人命の保護が最大限図られること

Ⅱ 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること

Ⅲ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化

Ⅳ 迅速な復旧・復興

(3) 国土強靱化基本計画の見直し（R5.7）に当たって考慮すべき主要な事項と情勢の変化、課題、基本方針

近年、大規模地震の切迫性の高まりや地球規模での気候変動等、災害リスクの高まりに加え、エネルギー・食料等の安定供給に関するリスクの高まりや、デジタル革命・SDGs・ポストコロナの生活様式の浸透等、国土強靱化を取り巻く情勢は目まぐるしく変化している。

今後、中長期の将来にわたる国土強靱化の取組は、「国土強靱化基本計画の見直しに当たって考慮すべき主要な事項や情勢の変化」を踏まえた上で、課題を整理し、政策の展開方向（基本的な方針）に沿って、具体的な施策を推進することとする。

○国土強靱化基本計画の見直しに当たって考慮すべき主要な事項と情勢の変化

(1) 国土強靱化の理念に関する主要事項	・「自律・分散・協調」型社会の促進 ・事前復興の発想の導入促進 ・地震後の洪水等の複合災害への対応 ・南海トラフ地震等の巨大・広域災害への対応
(2) 分野横断的に対応すべき事項	・環境との調和 ・インフラの強靱化・老朽化対策 ・災害弱者等への対応
(3) 社会情勢の変化に関する事項	・気候変動の影響 ・GXの実現 ・国際紛争下におけるエネルギー・食料等の安定供給 ・SDG s との協調 ・デジタル技術の活用 ・パンデミック下における大規模自然災害
(4) 近年の災害で得られた新たな知見	・災害関連死に関する対策 ・コロナ禍における自然災害対応

○中長期的に取り組むべき課題

(1) 大規模自然災害への備えをより盤石に (2) 大規模自然災害発生後も経済活動が持続できる国土づくり (3) 限られた人員でも効率的な災害対応、より豊かな社会活動・地域づくりの実現 (4) 官民連携の促進と民間主導の取組の活性化 (5) 国土強靱化地域計画の内容充実と支援の在り方
--

○国土強靱化政策の展開方向（基本方針）

(1) 国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理	1) 被害を最小に抑え、地域経済を支える防災インフラの整備 2) 予防保全型メンテナンスへの本格転換など防災インフラ施設の老朽化対策 3) 既存の防災インフラにおける操作の高度化・効率化 4) 避難所としても活用される学校施設等の環境改善・防災機能の強化 5) 自然環境が有する多様な機能（グリーンインフラ）の活用 6) 建設・医療を始め国土強靱化に携わるあらゆる人材の育成、防災体制・機能の拡充・強化
(2) 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化	1) 壊滅的な損害を受けない耐災害性の高い構造物補強 2) 人員の避難・物資輸送の強化・複数経路の確保・防災拠点の整備 3) 予防保全型メンテナンスへの本格転換などライフライン施設の老朽化対策 4) 災害発生時にも安定的な通信サービスを可能な限り確保 5) 災害や海外情勢の変化にも強靱なエネルギー・食料の安全保障と水の安定供給
(3) デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化	1) 線状降水帯の予測精度向上等により気象予測等の課題をデジタルで克服 2) 事前防災・地域防災に必要な情報の創出・確度向上・デジタルでの共有 3) 被災者の救援救護や災害時の住民との情報共有にデジタル（ロボット・ドローン・AI 等）を最大限活用 4) 災害時における個人確認の迅速化・高度化 5) デジタルを活用した地方の安全・安心の確保 6) 災害時にもデータを失うことがないよう分散管理 7) デジタルを活用した交通・物流ネットワークの確保

	8) その他様々な地域の課題をデジタルで解決
(4)災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化	1) 国内におけるサプライチェーンの複線化や工場等の分散など災害等に強い産業構造 2) 民間施設でも早期に強靱な構造物へ補強等が可能な支援 3) 民間施設においても適切な情報伝達と早期避難が可能な支援 4) 非常電源設備を始め民間施設のライフライン確保へ支援 5) 防災投資や民間資金活用・公共性の高い民間インフラの維持管理など官民連携の強化 6) 企業体としての社員に対する防災教育の充実 7) 医療の事業継続性確保の支援 8) 大規模災害時における遺体の埋火葬の実施体制の確保
(5)地域における防災力の一層の強化	1) 避難生活における災害関連死の最大限防止 2) 地域一体となった人とコミュニティのレジリエンスの向上 3) 地元企業やNPO等の多様な市民セクターの参画による地域防災力の向上 4) DEI（多様性・公平性・包摂性）の観点を踏まえた SDGs との協調 5) 男女共同参画・女性の視点に立った防災・災害対応・復旧復興の推進 6) 高齢者・障害者・こども等の要配慮者へのデジタル対応を含めた支援 7) 若者から高齢者まで幅広い年齢層における防災教育・広報と要配慮者を含めた双方向のコミュニケーション 8) 外国人も含めた格差のない情報発信・伝達 9) 地域の貴重な文化財を守る防災対策と地域独自の文化や生活様式の伝承 10) 地域特性を踏まえた教育機関や地域産業との連携 11) 国際社会との連携による被災地域の早期復興と「仙台防災枠組2015-2030」に基づく国際社会への貢献 12) 近傍／遠距離の地方公共団体の交流等を通じた被災地相互支援の充実 13) 国土強靱化地域計画の再チェックとハード・ソフト両面の内容の充実

2-2 本県の強靱化の必要性和国土強靱化における本県の担う役割

(1) 本県の強靱化の必要性

大規模自然災害等が発生した場合も、県民の生命・財産と県民生活や地域産業を守り、迅速な復旧・復興を果たすため、社会状況や地域特性を踏まえた大規模自然災害等への脆弱性を平時の備えにより克服（強靱化）することが必要である。

(2) 国土強靱化における本県の担う役割

本県は関東の中央に位置し、道路ネットワークが充実している。この充実した道路ネットワークは、災害時の救援物資の収集・搬送や自衛隊等の活動のための中継点として最適であり、広域的な支援の「つなぎ役」を果たすことができる。

また、本県は首都東京に隣接しており、さいたま新都心には国の省庁の機関が集積している。東京の都心部に甚大な被害があった場合には、我が国の行政中枢機能の業務を継続させるための代替機能を発揮することができる。

首都直下地震の際に首都圏の早期復興の要となる本県を強靱化することは、我が国の国土強靱化に大きく寄与するものである。

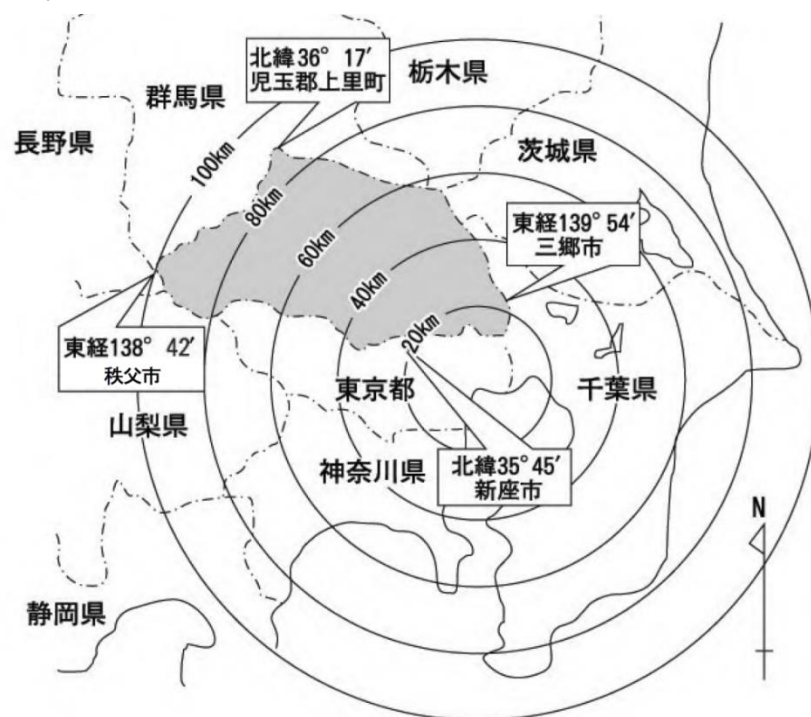
2-3 本県の地域特性

(1) 位置・面積

本県は関東平野の中央に位置する内陸県で、東京都、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、長野県、山梨県の1都6県に囲まれている。

山梨県と長野県の両県とは「山地部」を、それ以外の都県とは主に「河川」をもって県境となっている。また、県全域が都心から約100kmの圏域に含まれている。

県土の広さは、東西方向が三郷市から秩父市に至る約103km、南北方向が新座市から上里町に至る約52kmとなっている。県土面積は約3,800km²で国土の約1%にあたり、全47都道府県中39番目の広さとなっている。



県庁所在地 (平成14.6.3測量)	さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号 東経139°39' 北緯35°51' 標高15m32
管内東西南北端点	東 三郷市 東経139°54' 西 秩父市 東経138°42' 南 新座市 北緯 35°45' 北 児玉郡上里町 北緯 36°17'
面積	3,797.75km ²

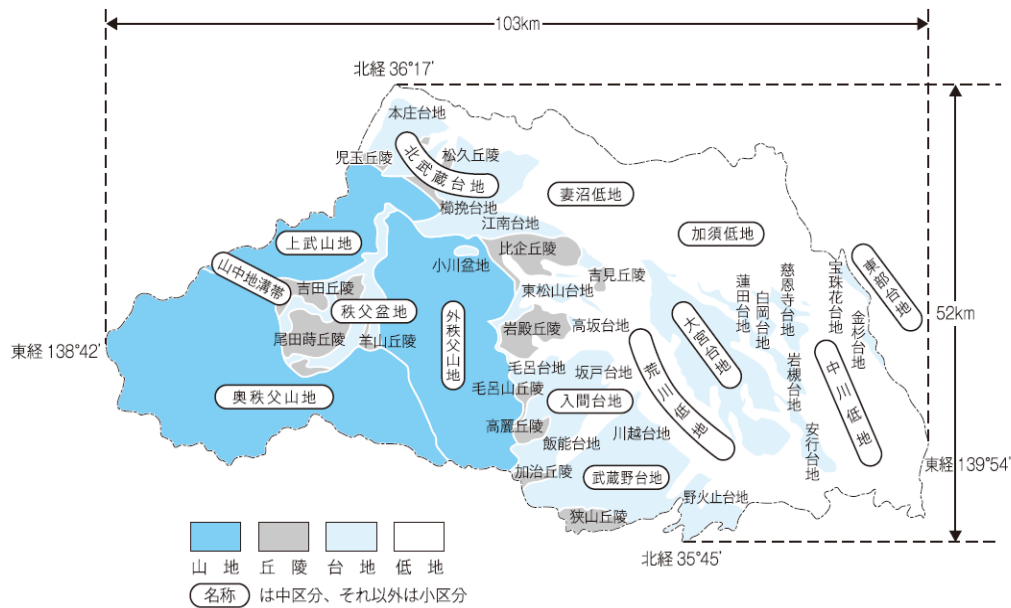
資料:(一社)埼玉県測量設計業協会、国土地理院

図 2.1 埼玉県の概況

(2) 地形・河川

本県の地形は、県土面積の3分の1を占める県西部の山地と、3分の2を占める県中央から東部・南部にかけて広がる平地とに大別される。

2, 000m級の山々が秩父地方等西部に連なり、東部に移るにつれて丘陵、台地、低地と次第に低くなっている。



資料：埼玉県の地形区分と名称図(1975村本達郎氏による)

図 2.2 埼玉県の地形

県内の河川は、県土面積に占める河川面積の割合は3.9%であり、全都道府県の中で2番目に高くなっている（本県の一級河川延長は1,656.9kmである。）。

河川を水系別にみると、利根川水系及び荒川水系の2水系に区分される。

利根川は群馬県を源流とし、県北端の群馬県境を流れ、渡良瀬川と合流してから茨城県、千葉県の間を流れている。

一方、荒川は秩父山地を源流とし、県のほぼ中央部を流れている。

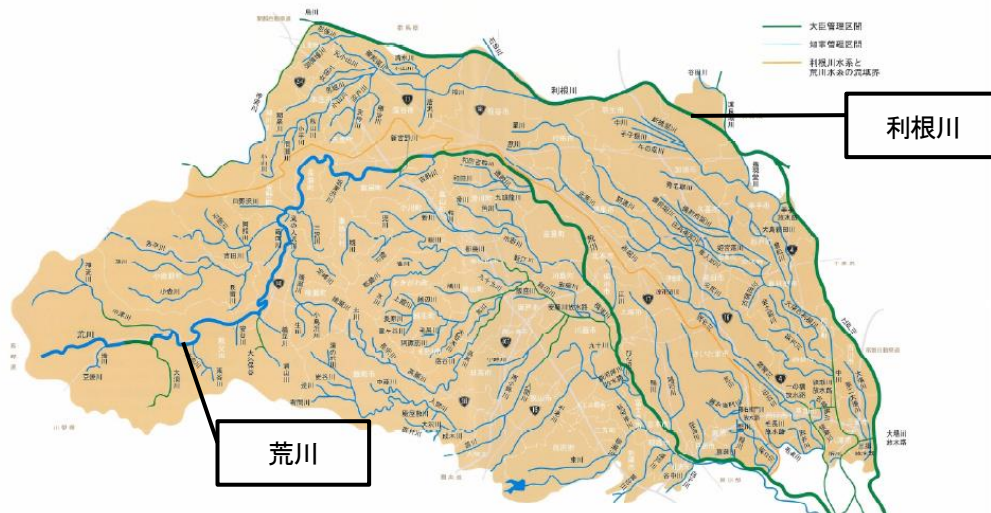


図 2.3 埼玉県の河川

(3) 市町村数

本県の市町村数は、旧浦和市・旧大宮市・旧与野市の合併による「さいたま市」の誕生を皮切りに、平成の大合併等を経て、92あった市町村（市

[illegible]

合併 / 施行期日	新市町名（合併関係市町村 / 旧市町村名）	計	市	町	村
平成 13 年 5 月 1 日	さいたま市（浦和市、大宮市、与野市） 川里町（川里村）	90	41	39	10
14 年 4 月 1 日	大里町（大里村）	90	41	40	9
17 年 1 月 1 日	飯能市（飯能市、名栗村）	89	41	40	8
4 月 1 日	さいたま市（さいたま市、岩槻市） 秩父市（秩父市、吉田町、大滝村、荒川村）	85	40	39	6
10 月 1 日	熊谷市（熊谷市、大里町、妻沼町） 鴻巣市（鴻巣市、吹上町、川里町） 春日部市（春日部市、庄和町） ふじみ野市（上福岡市、大井町） 小鹿野町（小鹿野町、両神村）	78	40	33	5
18 年 1 月 1 日	行田市（行田市、南河原村） 深谷市（深谷市、岡部町、川本町、花園町） 神川町（神川町、神泉村）	73	40	30	3
1 月 10 日	本庄市（本庄市、児玉町）	72	40	29	3
2 月 1 日	ときがわ町（都幾川村、玉川村）	71	40	30	1
19 年 2 月 13 日	熊谷市（熊谷市、江南町）	70	40	29	1
22 年 3 月 23 日	久喜市（久喜市、菖蒲町、栗橋町、鷲宮町） 加須市（加須市、騎西町、北川辺町、大利根町）	64	40	23	1
23 年 10 月 11 日	川口市（川口市、鳩ヶ谷市）	63	39	23	1
24 年 10 月 1 日	白岡市（白岡町）	63	40	22	1

(4) 氣候

- 7 -

地域別に気温の特徴をみると、北部は県内でも夏の気温が高い地域となっており、令和7年8月5日に鳩山で国内歴代最高気温2位の41.4℃を観測した。一方、秩父地方の盆地は、冬期に夜間の冷え込みが強く、昭和29年1月27日に-15.8℃の県内最低気温を観測した。

気象庁によると、令和6年の熊谷の年平均気温は17.2℃で、最高気温は7月の40.0℃、最低気温は1月の-4.4℃であった。

また、年間降水量は1,213.5mmで、日最大降水量は8月29日の91.0mmであった。

また、年間日照時間は2,278.1時間であった。

なお、平年値（平成3年～令和2年）は、年平均気温が15.4℃、年間降水量が1,305.8mmである。

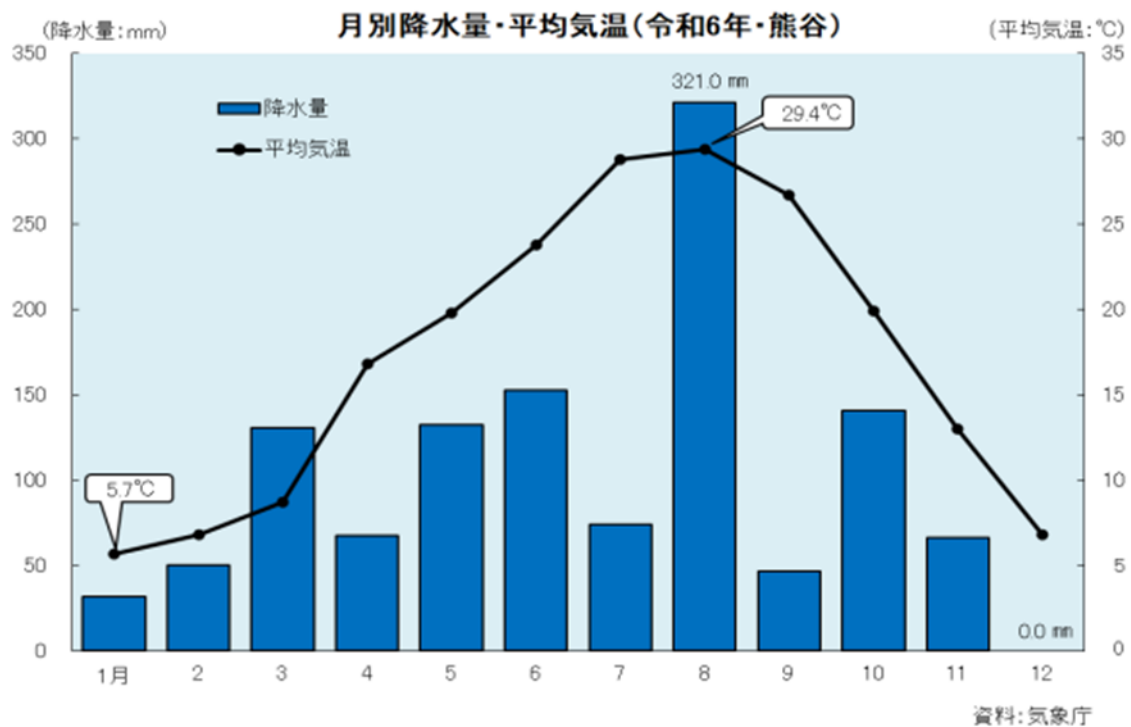


図 2.5 埼玉県の気候

(5) 人口等

令和2年の国勢調査によると、令和2年10月1日現在の本県の人口は、約734万人であり、東京都、神奈川県、大阪府、愛知県に次いで全国第5位となっている。

本県の人口は、大正9年の国勢調査の開始から令和2年まで一貫して増加してきたが、令和3年に初めて前年より減少し、令和7年国勢調査速報値によると、約729万人へ人口減少の局面に転じたことが明らかとなっている。また、令和

12年には約718万人となり、そして令和22年には700万人を下回ることが予測される。

本県の65歳以上の高齢者は、令和12年には約209万人、令和22年には約232万人まで増加し、県民の3人に1人が高齢者となる見込みである。

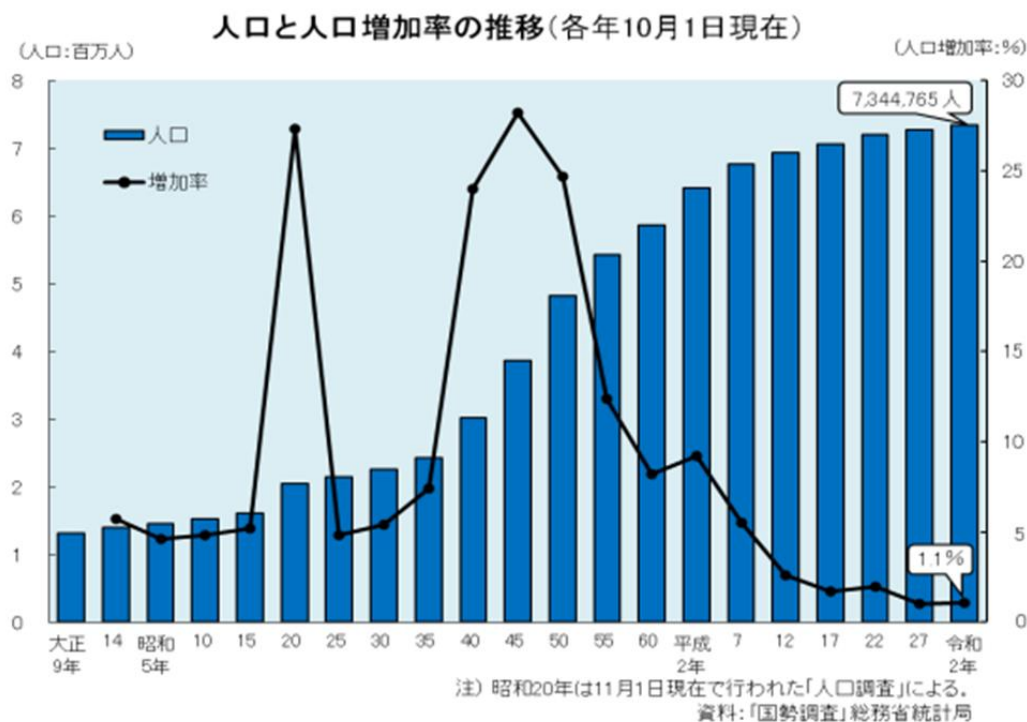


図 2.6 埼玉県の人口の推移

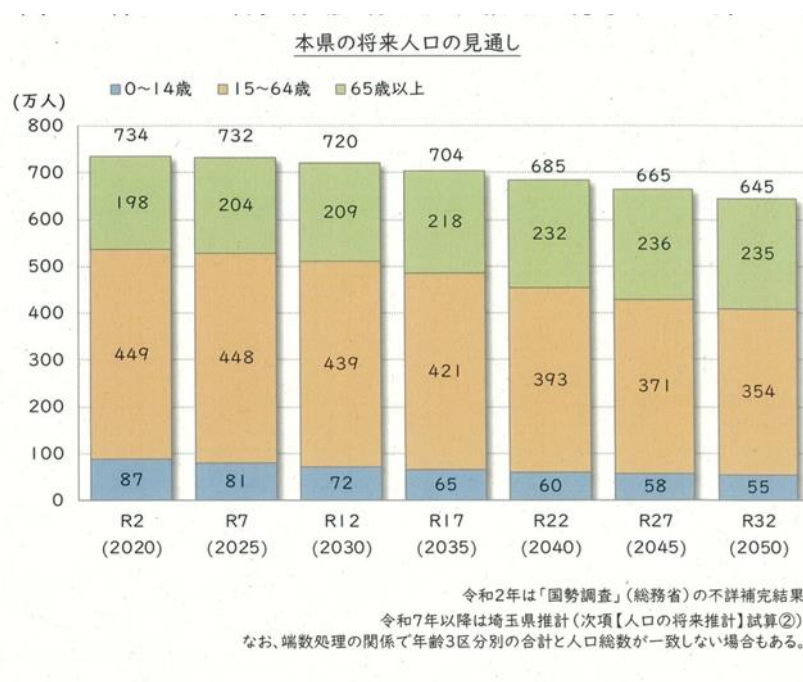


図 2.7 本県の将来人口の見通し(年齢3区分別)

令和2年の国勢調査によると、本県の昼間人口は約643万人で、全国第5位となっている。

また、昼夜間人口比率は87.6%であり全国で最も低い比率である。本県常住の就業者・通学者は約471万人で、そのうち約123万人が県外への従業・通学をしており、このうち約108万人が東京都に従業・通学をしている。

県外で従業する就業者及び通学者数（令和2年10月1日現在）

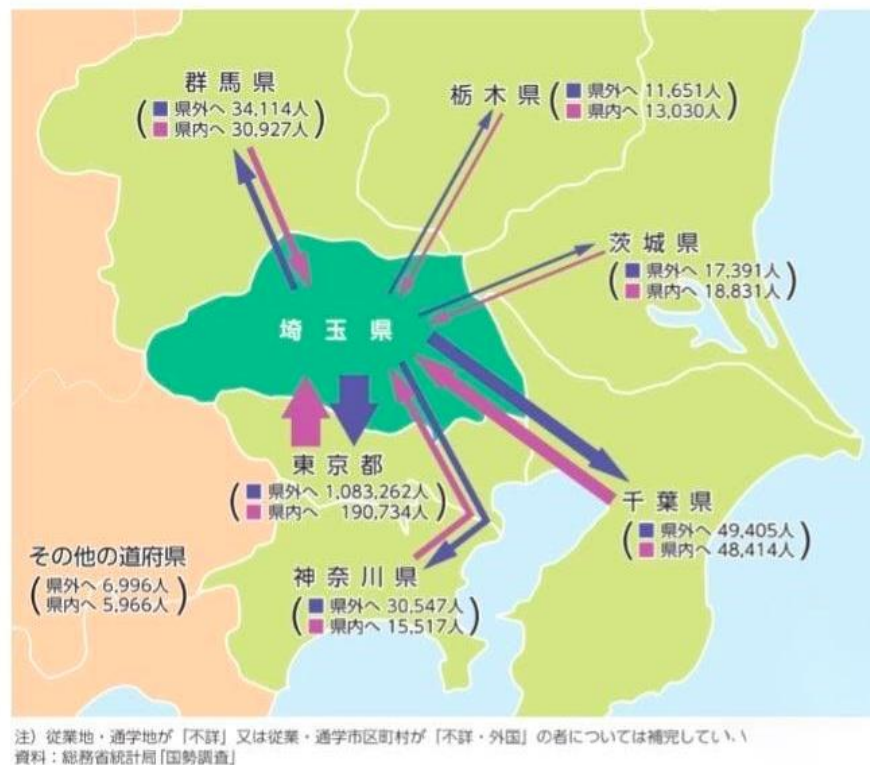


図 2.8 埼玉県外に従業・通学する就業者及び通学者数

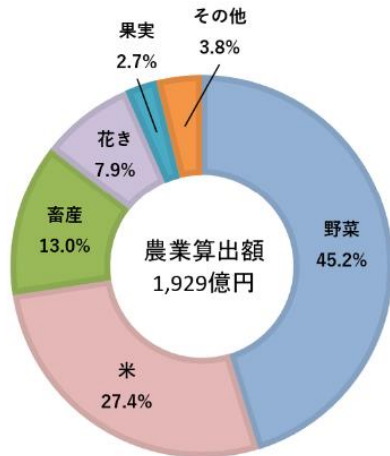
(6) 産業・経済

令和4年度の県内総生産は、名目で24兆6,656億円と全国第5位の規模となっている。

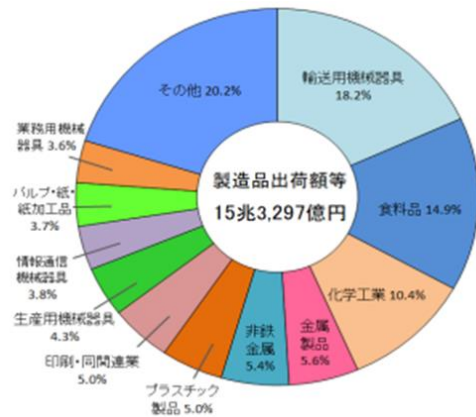
農業・林業等の第一次産業は、都市化や高齢化の進展の中で、耕地面積・農業従事者ともに減少しているものの、令和6年の農業産出額は1,929億円で全国第20位となっている。また、部門別では野菜の産出額が872億円で、全国第8位となっている。農業産出額の構成比でみると、「野菜」が45.2%、次いで、「米」、「畜産」、「花き」、「果実」となっている。

製造業等の第二次産業は、令和6年6月1日現在の製造業の事業所数が13,159事業所で全国第4位、従業者数が385,901人で全国第4位となっている。令和5年の製造品出荷額等は15兆3,297億円で全国第6位となっている。構成比は、「輸送用機械器具」が18.2%、次いで、「食料

品」、「化学工業」、「金属製品」、「非鉄金属」と続き、これら5つの産業で全体の5割強を占めている。



出典：農林水産省「生産農業所得統計」



出典：経済産業省「経済構造実態調査 - 製造業事業所調査」

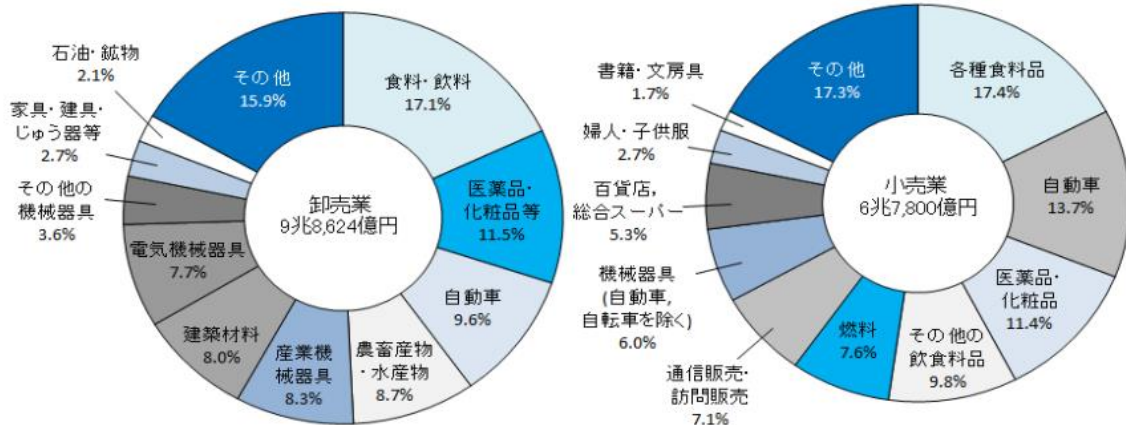
図 2. 9 農業産出額構成比（令和6年）

図 2. 10 製造品出荷額等構成比（令和5年）

小売業等の第三次産業は、令和3年6月1日現在の「卸・小売業」の事業所数が51,720事業所（卸売業14,004事業所、小売業37,716事業所）で、全国第6位となっている。令和2年の年間商品販売額は17兆2,479億円で、全国第7位となっている。

産業小分類別でみると、卸売業は「食料・飲料」が最も多く、次いで「医薬品・化粧品等」、「自動車」、「農畜産物・水産物」、「産業機械器具」と続き、これら5つの産業で卸売業全体の5割強を占めている。小売業は「各種食料品」が最も多く、次いで「自動車」、「医薬品・化粧品」、「その他飲食料品」、「燃料」と続き、これら5つの産業で小売業全体の約6割を占めている。

なお、小売業の売場面積は、719万1,433㎡で全国第3位となっている。



注) 管理、補助的経済活動のみを行う事業所、分類の格付けが不能の事業所等を除く。
資料：「経済センサス-活動調査」総務省、経済産業省

図 2. 11 商品販売額の産業小分類別構成比（令和2年）

(7) 想定地震

平成25年11月に公表した埼玉県地震被害想定調査では、5つの地震を想定地震として、被害量の推計を行っている。

陸側のプレートと海側のプレートの境界である海溝やトラフ付近で発生する地震である「海溝型地震」として、東京湾北部地震、茨城県南部地震、元禄型関東地震の3つの地震を想定している。

このうち、東京湾北部地震や茨城県南部地震等の首都直下地震については、今後30年以内にマグニチュード7クラスの地震が約70%の確率で発生するとされている。

また、陸側のプレート内部での断層運動により発生する地震である「活断層型地震」は、関東平野北西縁断層帯地震、立川断層帯地震の2つの地震を想定している（「関東平野北西縁断層帯」は、平成27年4月地震調査研究推進本部により名称が「深谷断層帯・綾瀬川断層」に変更され、南方向に推定活断層として約19km延長された。）。

活断層型地震は発生確率が低いものの、発生した場合には震源の深さが浅いため、甚大な被害をもたらす恐れがある。

海溝型地震	東京湾北部地震	[M7.3]	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映
	茨城県南部地震	[M7.3]	※今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率：70%
	元禄型関東地震	[M8.2]	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定(相模湾～房総沖) ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%
活断層型地震	関東平野北西縁断層帯地震	[M8.1]	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%～0.008%
	立川断層帯地震	[M7.4]	最新の知見に基づく震源条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率：0.5%～2%

※：地震調査研究推進本部による長期評価を参照

【想定地震の断層位置図】

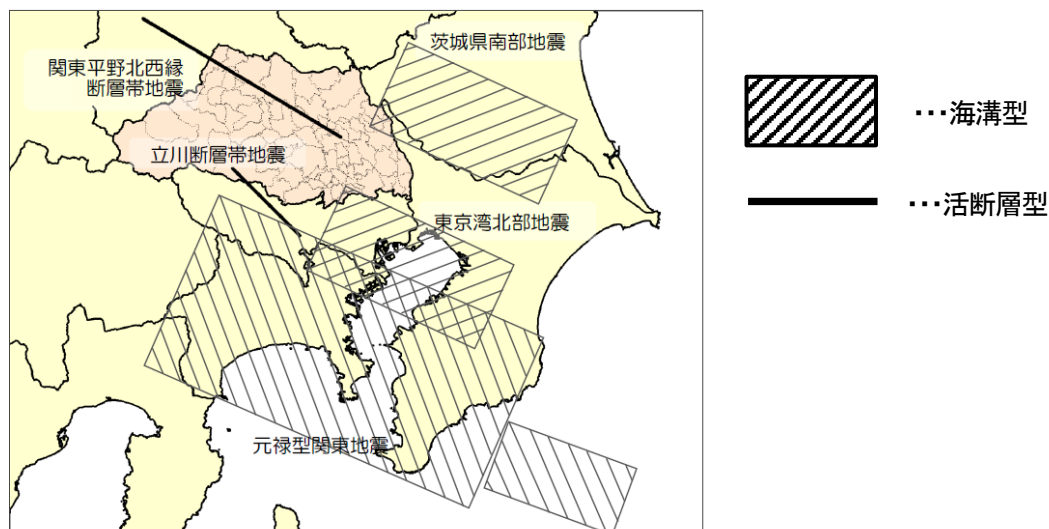


図 2.12 埼玉県地震被害想定調査による想定地震

(8) 過去に埼玉県に被害をもたらした災害

ア 埼玉県における主な地震被害

過去に県内に大きな被害をもたらした主な地震は、次のとおりである。

西暦818年に、マグニチュード7.5の関東全域を襲った、多数の圧死者を出す地震が発生した記録が残されている。

西暦1855年には、マグニチュード6.9の江戸を震源とした地震があり、県内の荒川と利根川の間で多数の被害が発生したという記録が残されている。

大正12(1923)年には、マグニチュード7.9の関東南部を震源とした地震、いわゆる「関東大震災」が発生し、埼玉県内にも大きな被害をもたらした。

昭和6(1931)年には、マグニチュード6.9の埼玉県北部を震源とした「西埼玉地震」があり、県中北部を中心に被害が発生した。

平成23(2011)年の東日本大震災では、県内でも震度6弱が観測され、負傷者や建物被害が発生した。

表 2.1 埼玉県における主な地震被害

発生年月	地震名称	規模	震源地域	被害概要
818年	—	M7.5	関東諸国	相模・武蔵・下総・常陸・上野等、山崩れ谷埋まること数里、百姓の圧死者多数。
1855年11月	安政江戸地震	M6.9	江戸	県内の推定震度は、大宮5、浦和6。荒川～利根川間で人家等被害多数。
1923年9月	関東大震災	M7.9	関東南部	県内被害として、死者316人、負傷者497人、行方不明者95人、住家全壊9,268棟
1931年9月	西埼玉地震	M6.9	埼玉県北部	県内被害として、死者11人、負傷者114人、住家全壊172棟。
2011年3月	東日本大震災	M9.0	三陸沖	県内の最大震度6弱(宮代町)、負傷者104人、住家全壊24棟、半壊199棟、一部損壊16,568棟、火災発生12件

イ 埼玉県における主な風水害

過去に県内に大きな被害をもたらした主な風水害は次のとおりである。

昭和22(1947)年にはカスリーン台風の影響により、利根川等、県内124か所の堤防が決壊し、多数の人的被害・家屋被害が発生した。

昭和41(1966)年の台風26号の際に、暴風と豪雨による被害が発生し、本県で初めて災害救助法が適用された(北西部：暴風、南部：豪雨)。

昭和57（1982）年の台風18号の際に、県南部を中心に被害が発生し、災害救助法が適用された。

平成25（2013）年9月2日に竜巻により越谷市等、県東部に被害が、また9月15日から16日にかけて通過した台風による突風により熊谷市等で被害がそれぞれ発生して災害救助法が適用された。

平成27（2015）年9月の関東・東北地方を襲った台風18号に伴う「関東・東北豪雨」では、埼玉県内でも越谷市等、県東部を中心に、住宅一部損壊等の被害が発生した。

平成28（2016）年8月に11年ぶりに関東地方に上陸した台風9号により、複数の河川で護岸洗掘、溢水が生じ、浸水被害が多く発生した。

平成29（2017）年10月の台風21号の接近・通過により、県内全域で1,000棟を超える浸水被害が発生した。

令和元（2019）年10月の令和元年東日本台風により、県内全域にわたって記録的な大雨となり、県管理河川の2か所で堤防が決壊、55か所で越水・溢水が発生した。甚大な人的被害・家屋被害が発生し、県内48市町村に災害救助法が適用された。

令和5（2023）年6月の台風第2号の大雨により、県南東部の低平地を中心に4,000棟を超える浸水被害が発生し、県内3市町に災害救助法が適用された。

さらに今後、地球温暖化に伴う気候変動により、自然災害はさらに激甚化・頻発化することも予想されている。

表 2.2 埼玉県における主な風水害

発生年月	被害概要
1947年9月	カスリーン台風と前線の影響により、利根川が大利根町地内で400mにわたって破堤するなど、県内124か所で堤防が決壊。死者86人、負傷者1,394人、行方不明10人、流失家屋392棟、全壊726棟、半壊2,116棟、床上浸水44,610棟、床下浸水34,647棟。
1966年9月	台風26号により県内全域に家屋倒壊、浸水等の大きな被害がもたらされ、災害救助法が適用された。死者28人、負傷者727人、流失家屋1棟、全壊1,242棟、半壊6,699棟、床上浸水740棟、床下浸水10,548棟。
1982年9月	台風18号により県内全域に大きな被害がもたらされ、災害救助法が適用された。死者1人、負傷者4人、全壊1棟、半壊13棟、床上浸水13,760棟、床下浸水50,075棟。
2013年9月	9月2日に竜巻の発生により県東部に被害がもたらされ、越谷市、松伏町に災害救助法が適用された。重症3名、住家全壊31棟、半壊210棟。
2013年9月	9月15日から16日にかけて通過した台風18号による突風により県北部に被害がもたらされ、熊谷市に災害救助法が適用された。住家全壊10棟、半壊23棟。
2015年9月	台風18号等による「関東・東北豪雨」では東日本を中心に大きな被害があり、県内でも東部を中心に住家一部損壊6棟、浸水被害4,872棟（床上浸水880棟、床下浸水3,992棟）の被害がもたらされた。

発生年月	被害概要
2016年8月	8月22日に11年ぶりに関東地方に上陸した台風9号により県南部に被害がもたらされ、複数の河川で護岸洗掘、溢水が発生した。負傷者13人、浸水被害2,113棟（床上浸水398棟、床下浸水1,715棟）の被害がもたらされた。
2017年10月	台風21号の接近・通過により、県内各地で激しい雨が観測され、負傷者11人、住家半壊45棟、一部損壊10棟、浸水被害1,014棟（床上浸水458棟、床下浸水556棟）の被害がもたらされた。
2019年10月	令和元年東日本台風の通過により、県内全域にわたって記録的な大雨となり、埼玉県では初となる大雨特別警報が40市町村に発令された。県管理河川の2か所で堤防が決壊、55か所で越水・溢水が発生した。死者4人、負傷者33人、住家全壊107棟、半壊570棟、一部損壊1,021棟、浸水被害5,459棟（床上浸水2,088棟、床下浸水3,371棟）の甚大な被害があり、県内48市町村に災害救助法が適用された。
2023年6月	令和5年6月の大雨及び台風第2号の影響により、県南東部の低平地を中心に激しい雨が観測され、負傷者5人、浸水被害4,054棟（床上浸水793棟、床下浸水3,261棟）の甚大な被害が発生した。

ウ 埼玉県における大雪被害

平成26（2014）年2月には、2週続いて関東甲信地方に大雪が降り、熊谷市で62cm、秩父市では98cmと、観測史上最大の積雪を記録した。

この大雪の影響で、県内でも落雪、転倒等による人的被害や停電が発生したほか、鉄道の運休、高速道路や一般道路の通行止め等、交通機関にも大きな影響を及ぼした。

県有施設では、熊谷市にある屋内スポーツ施設「彩の国くまがやドーム」の膜屋根が破損するという被害を受けた。

また、多数の農業用施設が倒壊するなどの農業被害も発生した。

表 2.3 平成26年の大雪被害

発生年月	被害概要
2014年2月	低気圧の接近・通過と上空の寒気の影響により、関東甲信地方を中心に雪が降り続き、埼玉県では最深積雪の極値を大幅に更新する記録的な大雪となった。2週続いての大雪であったため、最深積雪は熊谷市で62cm、秩父市で98cmとなった。この大雪の影響で、落雪、転倒等による人的被害や停電が発生したほか、鉄道の運休、高速道路や一般道路の通行止め等、交通機関にも大きな影響を及ぼした。 死者3人、重症35人、住家全壊2棟、半壊3棟、一部損壊4,638棟。県有施設では「彩の国くまがやドーム」で膜屋根が破損。農業用施設の倒壊等、農業被害額229億円。



写真 2.1 彩の国くまがやドームの被害状況



写真 2.2 農業用施設の被害状況

(9) 埼玉県 の優位性

ア 道路ネットワーク

本県は関東の中央に位置し、道路ネットワークが充実していることが、優位性の一つとして挙げられる。

南北方向の、常磐自動車道（常磐道）、東北縦貫自動車道（東北道）、関越自動車道（関越道）、東西方向の、東京外かく環状道路（外環道）、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）等の高速道路網とともに、一般国道4号、16号、17号等の幹線道路網が形成されており、「交通の要衝」となっている。

令和7年3月には圏央道の埼玉県区間が全線4車線化され、県内の東西方向の交通が更に強化され、高速道路など一体となって機能する新大宮上尾道路や東埼玉道路の自動車専用部の一部区間で整備が進められるなど、道路ネットワークの強化により更なるアクセス性向上が見込まれる。

これらの充実した道路網により、本県は災害時において「救援物資の収集・搬送」や「自衛隊等の活動」のための中継点として最適であり、首都東京の復旧等の広域的な支援の「つなぎ役」を果たすことができる。



図 2.13 埼玉県の道路ネットワーク

イ バックアップ拠点

本県が隣接する首都東京は、国会等の政治中枢、各府省庁の本省等の行政中枢、中央銀行や我が国を代表する企業の本社等の経済中枢といった首都機能を有している。一方で、本県の「さいたま新都心」には、国の省庁の機関が集積している。

首都直下地震が発生した場合には、首都機能が集中する都心部では甚大な被害が想定されているが、その際には、さいたま新都心が我が国の行政中枢機能の業務を継続させるための代替機能を発揮することができる。

警察庁、経済産業省等は、災害発生時の業務継続計画で、さいたま新都心合同庁舎を代替拠点として位置付けている。

なお、国の「首都圏広域地方計画」や「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」及び「首都直下地震道路啓開計画」等でも、本県はバックアップ機能を発揮すると位置付けられている。



図 2.14 バックアップ拠点の適地「さいたま新都心」



写真 2.3 国の省庁機関
(さいたま新都心)



写真 2.4 国の中枢機能
(霞が関)

2-4 本県の強靱化の方向性

(1) 基本目標

本県における強靱化を推進する上での基本目標を次のとおり設定する。

国の基本計画との調和を保ちつつ、本県の地域特性を活かした基本目標として「首都機能を維持・復旧するための機能を確保すること」を追加し、5つの基本目標を設定した。

- | | |
|-----|--------------------------------------|
| I | 県民の生命を最大限守ること |
| II | 地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減すること |
| III | 県民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減すること |
| IV | 迅速な復旧・復興を可能とする備えをすること |
| V | 首都機能を維持・復旧するための機能を確保すること |

(2) 埼玉県地域強靱化政策の展開方向

強さとしなやかさを持つ埼玉の未来を築くため、基本目標を踏まえ、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に防災・減災、地域強靱化の取組を進めていくことが重要である。

具体的には、「国土強靱化政策の展開方向」との調和を保つため、以下の「埼玉県地域強靱化政策の展開方向」に沿って取組を進める。

埼玉県地域強靱化を推進する上での基本的な方針

- | |
|---------------------------------------|
| (1) 県民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理 |
| (2) 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化 |
| (3) デジタル等新技術の活用による地域強靱化施策の高度化 |
| (4) 災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化 |
| (5) 地域における防災力の一層の強化 |

ア. 県民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理

- 「事前防災」を計画的に実施するため、河川施設や砂防施設のみならず、橋りょうやトンネル、上下水道施設など多くの公共インフラの維持管理を着実に推進する。
- 官民連携や新技術・デジタルの活用により、施設のメンテナンスを効率化・高度化するなど、広域的・戦略的なインフラマネジメントを進める。
- 県、市町村及び防災関係機関は、避難所開設・運営訓練を取り入れ、住民参加型で地域に即した実践的な実施・普及に努める。
- 自然環境の機能を活用すること等により、グリーンインフラの取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じる。

- 平時のみならず、災害発生時においても重要な役割を果たしている建設・医療等の地域強靱化に携わる分野で働く人材の確保・育成を積極的に進める。

イ. 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化

- 多くの県民が利用する公共施設・民間施設において、想定される外力に対し、基準に即した適切な設計・施工・維持管理が確保されるよう取組を進める。
- 孤立集落の発生を回避し、災害発生時に被災地への人員・物資の輸送が迅速に行えるよう、過去に発生した災害等も参考に、道路、鉄道等の各種交通ネットワークにおける耐災害性の強化及び代替経路の整備を進める。
- 早期段階での手当によって施設を長寿命化させる「予防保全型」維持管理の推進によりライフサイクルコストへの縮減を図る。あわせて、機能喪失リスク低減に向け、一部の機能停止が全体に及ばぬよう、フェールセーフやリダンダンシーの確保を旨とした対応に配慮する。
- 過去に発生した災害等も参考に耐災害性の強化及び代替経路の整備を進め、多様な通信手段の確保を図るなど、災害時においても可能な限り通信サービスを維持するための取組を推進する。
- 再生可能エネルギーや蓄電池等の活用等、エネルギー供給全体の安定化につながる取組や、気候変動に伴う雨や雪の降り方の変化等に対応するため、貯水・送水システムの改善など、取水施設等の強靱化に向けた取組を推進する。

ウ. デジタル等新技術の活用による地域強靱化施策の高度化

- デジタルが持つ、地域社会の生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活の質を大きく向上させる力を最大限活用し、地域が直面する災害への対応力を強化する。
- 住民との情報共有にあたっては、情報弱者に陥りやすい高齢者・障害者に対して十分に配慮し、位置情報や音声読み上げ機能など、デジタルを用いた支援を推進する。
- 都市部、中山間地域を問わず、災害時にも使い慣れたツールとして機能するよう、平時からデジタルを活用した情報ツールの普及を促進する。

エ. 災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化

- 企業による自主的な防災減災投資や事業継続計画（BCP）の策定が促進されるよう、適切な支援を行う。
- 巨大災害リスクの切迫や気候危機の深刻化等、国土や地域の持続性を脅かす危機に備えることはもとより、県民一人ひとりがゆとりを持って自身の生命と財産を守る冗長性ある社会を形成することを推奨する。
- 行政施設はもとより、多数の利用者が出入りする民間施設においても、災害発生時に適切な情報伝達と早期避難が可能となるよう、アナウンスも含めた日頃の避難訓練や避難経路の確認等の備えに対し、必要な支援を行う。
- 施設のライフラインを確保するために必要な対策について、行政施設における取組を推進するとともに、民間施設に対し必要な支援を行う。あわせ

て、地震に伴う電気火災防止対策等を推進するなど、施設の安全性向上のための取組を推進する。

- 地域強靱化に資する自主的な民間の投資を誘発する仕組みを構築する。
- 企業・団体のほか、地域住民等の各主体が実施する自助、共助の取組が効果的で持続的なものとなるよう、実践的な訓練・教育、リスクの見える化、平時からのコミュニティの活力維持（コミュニティのレジリエンス）等の取組に対し支援を行う。
- 医療の事業継続性確保に向けた取組に対し、必要な支援を行う。

オ．地域における防災力の一層の強化

- 避難所の衛生環境や空調・温熱環境を改善することなど、避難所での生活環境を向上させていくことで災害関連死の防止を推進する。
- 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）による支援や災害派遣精神医療チーム（DPAT）について、定期的な訓練を行うことで実効性を高め、災害関連死を最大限防止する。
- 地域の防災力の向上のため、行政と住民等が直接コミュニケーションを図る機会を増やすなど、常日頃から顔の見える関係構築を図るとともに、具体的な連携方策について議論できる体制の確保を促進する。男女共同参画など幅広い住民の参画の視点にも留意しつつ、防災・減災に関する情報発信や地域づくりを目的として整備された拠点等も活用しながら、災害から得られた教訓・知識を伝承・実践する活動を県全体の運動としてより一層推進する。
- 地方公共団体と地域の民間事業者との双方向のコミュニケーションが積極的に行われるよう、地域強靱化に関する情報提供や啓発を行うとともに、地域に密着した公益的企業を防災力強化の担い手として位置付けるなど、地域防災力の向上に資する地元企業等の多様な主体の活動を積極的に支援する。
- 地域強靱化の取組において、SDGsで定めた社会課題の一つである性別や世代、障害の有無等の違いを有する多様な人々がお互いを認め、尊重し合える取組が進むよう、DEIを踏まえたあらゆる取組を推奨し、支援する。
- 地方公共団体の防災組織や、災害発生時の初動を行う災害対策本部への女性登用をより一層促進するほか、地域の自主防災組織への女性参画について女性の意見をより丁寧に聞く場を設けるなど、平時のBCP策定や防災対策、災害時の初動対応や避難生活、復旧・復興の各段階に女性の視点が十分盛り込まれるよう必要な取組を進める。
- 災害発生時の早期避難や避難所における生活において支援を必要とする高齢者や障害者、こども等の要配慮者に対し、位置情報や音声読み上げ機能、プッシュ型の情報受発信システム等、デジタルを用いた支援を実施し、移動時の補助や必要な物資の供給、心身のケア等の充実を図ることで、安心できる場所を提供するよう市町村に働きかける。
- 地域コミュニティにおける活動の機会等を捉え、幅広い年齢層が防災教育に触れる機会を増やすとともに、その広報に取り組む。
- 災害発生時には若者から高齢者まで幅広い年齢層が一体となって避難行動、避難所生活を行うことから、平時における避難訓練を始め、自主防災

活動に幅広い世代が参加し、双方向のコミュニケーションの促進が図られるよう支援する。

- 一人一人の被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する災害ケースマネジメントを促進する。
- 日本在住の外国人や訪日外国人が、必要な情報を得られなかったために被災することのないよう、多言語による情報発信・伝達を積極的に行う。また、日本在住の外国人も避難所の運営など被災時の対応を連携して行えるよう、日頃から訓練を共にし、外国人に対しても格差のない災害対応を推進する。
- 地域の誇りである貴重な文化財の保持は、復旧・復興段階における被災地の心の支え、原動力となるため、歴史的な建築物や美術工芸品等が壊滅的な被害を受けないよう、耐震性・耐火性・防火性の向上を着実に推進する。
- 自然災害からの復興に当たって、地域の復興意欲の創出や象徴となり得る地域独自の文化や生活様式等の伝承に努めながら、防災・減災を意識したまちづくりを進める取組を積極的に支援する。
- スポーツや歴史研究等、教育機関による地域と連携した活動が活発化する中、地域の防災・減災をテーマにした取組や、その地域を支える担い手となる青少年を対象とした防災教育に対し支援を行う。
- 地域と地元企業の交流が促されることで、自然災害時に地域に根付いた地元企業が避難場所や資機材・物資等を提供する取組が広がっており、平時から地域住民と地域産業との連携を図る。

（３）事前に備える目標（行動目標）

５つの基本目標を基に、大規模自然災害等を想定してより具体化し、事前に備える目標を次のとおり設定した。

- 目標１ 被害の発生抑制により人命を保護する
- 目標２ 救助・救急・医療活動により人命を保護する
- 目標３ 交通ネットワーク、情報通信サービスを確保する
- 目標４ 必要不可欠な行政機能を確保する
- 目標５ 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する
- 目標６ 「稼げる力」を確保できる経済活動の機能を維持する
- 目標７ 大規模自然災害等被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする
- 目標８ 首都機能の維持・復旧をバックアップできるようにする

第3章 想定する大規模自然災害等の整理

3-1 想定する大規模自然災害等の範囲

埼玉県内で被害が生じる大規模自然災害を想定することとし、地震、洪水、竜巻、大雪の4種類を基本とする。あわせて、大規模災害への拡大が見込まれる事故災害も対象とする。

3-2 想定する大規模自然災害等の規模

埼玉県内で被害が生じる大規模自然災害のうち、地震が最も大きな被害をもたらす可能性がある。本県では、地震災害対応については発生確率の高い東京湾北部地震を対象としながらも、最大の被害を発生させ得る活断層型地震を意識外に置くことなく様々な事象を想定しながら対策を講じているところである。

本計画では、「起きてはならない最悪の事態」の発生回避・被害軽減を図るための施策を示すことが必要であることから、県内で発生を想定しうる最大規模の災害を想定して、「起きてはならない最悪の事態」の検討を行う。なお、地震については、首都圏が被災した場合に首都機能の維持・復旧をバックアップすることにより国全体の強靱化にも貢献するため、首都直下地震として、東京湾北部地震も考慮する。

表 3.1 想定する大規模自然災害等と災害の規模

大規模自然災害等	災害の規模
地震	・ 関東平野北西縁断層帯地震 （深谷断層帯・綾瀬川断層による地震） ・ 東京湾北部地震（首都直下地震）
洪水	・ 利根川等の一級河川の堤防の決壊
竜巻	・ 国内最大級（F3）の発生
大雪	・ 平成26年の大雪被害
大規模災害への拡大が見込まれる事故災害	社会経済活動に大きな影響をもたらす規模の公共インフラの破損に伴う事故 （例：令和7年1月に発生した八潮市道路陥没事故）

第4章 脆弱性評価の結果

4-1 脆弱性評価の方法

脆弱性評価は、地域強靱化計画の策定に先立ち、第3章に示した想定する大規模自然災害の発生時に「起きてはならない最悪の事態」を引き起こさないように対策を講じることができているかを評価するものである。

評価に当たっては、大規模自然災害の被害シナリオと生じる被害の伝播を整理した上で、「起きてはならない最悪の事態」を設定した。その上で、その事態の発生回避・被害軽減に資する現在の本県の取組を把握し、事態の発生回避・被害軽減に向けた取組の方向性を評価した。

4-2 想定する大規模自然災害等による被害の伝播の整理

想定する大規模自然災害による被害の伝播を把握するため、想定する大規模自然災害ごとに、被害の伝播を整理するフローチャート（以下「インパクトフロー」という。）を作成した。大規模自然災害による被害をインフラ等の直接被害、インフラ等の機能低下、間接被害、復旧・復興への影響の4段階に分け、インフラ等が災害から受ける直接的な被害を起点として、そこから派生する被害、広域的な被害や大規模な被害を中心にまとめた。

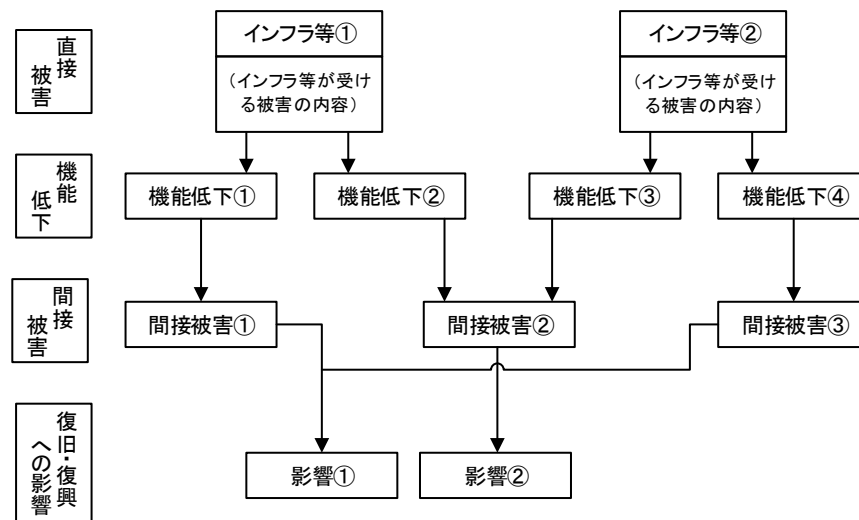


図 4.1 被害の伝播を整理するフローチャート（インパクトフロー）のイメージ

※ 上記は「大規模災害への拡大が見込まれる事故災害」に準用する。

4-3 「起きてはならない最悪の事態」の設定

本計画は国の基本計画と調和を保つことが必要であることから、国の基本計画で設定された35の「起きてはならない最悪の事態」とインパクトフローから「起きてはならない最悪の事態」の設定を検討した。本県の地域特性に応じて整理し、事前に備える目標（行動目標）に対応させた、34の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定した。

表 4.1 事前に備える目標（行動目標）と「起きてはならない最悪の事態」

事前に備える目標 (行動目標)	インパクトフローから抽出した「起きてはならない最悪の事態」
1 被害の発生抑制により人命を保護する	1-1火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態（大規模延焼を含む）
	1-2建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態
	1-3異常気象（浸水・竜巻）や洪水抑制機能が大幅に低下する事態等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-4大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-5列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-6災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
2 救助・救急・医療活動により人命を保護する	2-1救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態
	2-2医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
	2-3ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態
3 交通ネットワーク、情報通信サービスを確保する	3-1沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
	3-2信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態
	3-3旅客の輸送が長期間停止する事態
	3-4物資の輸送が長期間停止する事態
	3-5孤立集落が発生する事態
	3-6情報通信が輻輳・途絶する事態
	3-7情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態
4 必要不可欠な行政機能を確保する	4-1治安の悪化等により、警察需要が大幅に増加する事態
	4-2県・市町村の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態
5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する	5-1食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
	5-2電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
	5-3取水停止等により、給水停止が長期化する事態
	5-4汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態
	5-5地域活動の担い手不足や感染症の発生、有害物質の流出等により、避難所等の生活環境が悪化する事態
6 「稼げる力」を確保できる経済活動の機能を維持する	6-1農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
	6-2金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態
7 大規模自然災害等被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする	7-1大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態
	7-2県内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-3土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態
	7-4耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態
	7-5広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
	7-6労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態
8 首都機能の維持・復旧をバックアップできるようにする	8-1大量の帰宅困難者が発生し、多数の家族が分断される事態
	8-2東京都内の中央官庁等の機能が麻痺・停止する事態
	8-3東京都内の基盤インフラの崩壊等により、首都機能が麻痺・停止する事態

4-4 「起きてはならない最悪の事態」の発生回避等に向けた評価

(1) 評価の方法

「起きてはならない最悪の事態」ごとに、過去の災害の記録やインパクトフローを基に、その事態の具体的状況の例、その事態を引き起こす要因、その事態の後に起こり得る事態について整理した。

「起きてはならない最悪の事態」ごとに、その事態の発生回避・被害軽減に資する現在の取組のうち県の取組を中心に抽出し、その取組内容を整理した。

これらを踏まえ、事態の発生回避・被害軽減の可能性を検討し、第三者による検証を行ったうえで、34の「起きてはならない最悪の事態」について、発生回避・被害軽減に向けた取組の方向性を評価した。

(2) 評価の結果

評価結果のポイントは次のとおりである。

【脆弱性評価結果のポイント】

- 大規模自然災害による被害の伝播を整理するインパクトフローを作成し、34の「起きてはならない最悪の事態」を抽出し、その発生回避・被害軽減に向けた取組の方向性を評価した。人命保護、社会機能維持、財産・施設被害の最小化に取り組むことを通じて、迅速な再建・回復ができるよう備えるとともに、首都機能の維持・復旧をバックアップできるようにすることが必要である。
- 人命を保護する観点から、住宅・建築物の耐震化等の促進、消防力等を発揮できる体制の確保、警察の災害対応力の向上、災害時医療体制の確保、学校の災害対応力の強化に一層取り組む必要がある。県民の自助・共助に活用できるよう災害情報を適切に共有・提供できるようにする必要がある。
- 社会の機能を維持する観点から、道路・鉄道・ライフライン・情報通信の各種施設の耐震化・機能確保に一層取り組むとともに、ルート等の多重化や非常用電源の確保等の代替手段の確保にも一層取り組む必要がある。また、平時からの連携関係の確立、産業・農業機能の確保に取り組み、災害時には、支援・受援も含め、機能確保を図れるようにする必要がある。
- 財産・施設の被害を最小化する観点から、治水施設等の整備・減災に向けた取組を一層強化するとともに、各種施設の耐震化・機能確保、土砂災害等の防止施設の整備に取り組み、災害に強い都市をつくる必要がある。

第5章 強靱化に向けた行動（事前に備える目標別）

令和4年3月の計画改定から5年が経過し、その間、大規模な災害として、令和6年能登半島地震における被害や令和7年1月に発生した埼玉県八潮市における道路陥没事故などの事態が発生した。強靱化に向けて県が取り組む主な行動は、近年の災害等から学ぶべき課題と脆弱性評価の結果を踏まえて設定する。

5-1 近年の自然災害などで生じた主な課題

（1）令和6年能登半島地震の際に生じた主な課題

令和6年能登半島地震は、令和6年1月1日16時頃に発生し、石川県輪島市、志賀町で震度7を観測したほか、北海道から九州地方にかけて震度6強から震度1を観測する大規模な地震となった。本地震により、多数の家屋倒壊が発生し、死者、行方不明者722名（うち災害関連死492名）*の被害をもたらした。また、特に、石川県輪島市では、市街地（木造密集地域）で火災が発生し、甚大な被害となった。さらに、山がちな半島という地理的特徴、高齢化の著しい地域という社会的特徴、厳冬期（元日）の発災という季節的特徴が挙げられ、災害対応に大きく影響した。

特に、半島特有の地理的条件により道路網が寸断され、多数の孤立集落が発生したことや通信インフラの途絶により情報収集が難航したほか、上下水道の復旧長期化に伴うトイレ・水不足や、避難所の衛生環境悪化が深刻な課題となった。本県においても、中山間地域における孤立対策や通信手段の多重化、長期避難を見据えた避難所環境の改善など、強靱化に向けた対策を講じていく必要がある。

*出典：内閣府HP「令和6年能登半島地震による被害状況等について（令和8年3月31日16：00現在）」

（2）八潮市道路陥没事故から見た主な課題

令和7年1月に八潮市内で流域下水道管の破損に起因すると考えられる道路陥没事故が発生した。この事故は、大口径で流量が多く、深い位置に埋設され、点検調査が困難な大規模下水道管で発生したこれまで経験したことがない事故であり、点検・調査や更新手法の確立を含めた公共インフラの維持管理の重要性が改めて認識された。

一方、本県では、事故が発生した下水道施設のみならず、橋りょう、トンネル、上水道施設、河川管理施設や砂防施設など多くの公共インフラを管理しており、建設後50年以上経過する施設が今後、急増していく。公共インフラの劣化や損傷は、県民の生活や社会経済活動に影響を及ぼすだけでなく、災害耐力を低下させ、災害時の被害拡大につながるおそれがある。

このため、本県の社会経済活動や県民の命と暮らしを支える公共インフラを適切に維持していくため、予防保全型の維持管理の推進を行うとともに、不可視部分の老朽度合を把握するため、新たな技術的知見に基づく点検・調査方法の確立や、重要インフラ周辺の空洞調査の強化など、計画的かつ戦略的なインフラマネジメントが必要である。

※その他、令和８年熊本地震、令和８年８月千葉豪雨により生じた課題への対応についても、各取組において配慮していく必要がある。

5-2 重点的に推進する取組の設定

本計画では、第4章「脆弱性評価の結果」に示した「起きてはならない最悪の事態」単位で、取組の重点化を図ることとする。脆弱性評価において事態の起こりやすさ、他の事態への影響の程度、本県の取組状況を踏まえ、「現在の取組を一層推進する必要がある」と評価された「起きてはならない最悪の事態」の発生回避・被害軽減に関する取組及び直近の災害から学ぶべき課題への対応について、当分の間、重点的に推進することとする。

表5.1 重点的に推進する取組に係る「起きてはならない最悪の事態」

事前に備える目標 (行動目標)	「起きてはならない最悪の事態」
1 被害の発生抑制により人命を保護する	1-1火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態（大規模延焼を含む）
	1-2建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態
	1-3異常気象（浸水・竜巻）や洪水抑制機能が大幅に低下する事態等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-6災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
2 救助・救急・医療活動により人命を保護する	2-2医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
3 交通ネットワーク、情報通信サービスを確保する	3-1沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
	3-3旅客の輸送が長期間停止する事態
	3-4物資の輸送が長期間停止する事態
4 必要不可欠な行政機能を確保する	4-2県・市町村の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態
5 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する	5-2電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
	5-3取水停止等により、給水停止が長期化する事態
	5-5地域活動の担い手不足や感染症の発生、有害物質の流出等により、避難所等の生活環境が悪化する事態
6 「稼げる力」を確保できる経済活動の機能を維持する	6-1農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
7 大規模自然災害等被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする	7-2県内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-5広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
8 首都機能の維持・復旧をバックアップできるようにする	8-2東京都内の中央官庁等の機能が麻痺・停止する事態
	8-3東京都内の基盤インフラの崩壊等により、首都機能が麻痺・停止する事態

５－３ 事前に備える目標別の強靱化に向けた主な行動

事前に備える目標（行動目標）別に、目標実現を阻害する「起きてはならない最悪の事態」を発生させないための主な取組を整理した上で、当分の間、重点的に推進する「強靱化に向けた主な行動」を示す。

- | | |
|--------|--------------------------------|
| 行動目標 1 | 被害の発生抑制により人命を保護する |
| 行動目標 2 | 救助・救急・医療活動により人命を保護する |
| 行動目標 3 | 交通ネットワーク、情報通信サービスを確保する |
| 行動目標 4 | 必要不可欠な行政機能を確保する |
| 行動目標 5 | 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する |
| 行動目標 6 | 「稼げる力」を確保できる経済活動の機能を維持する |
| 行動目標 7 | 大規模自然災害等被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする |
| 行動目標 8 | 首都機能の維持・復旧をバックアップできるようにする |

(1) 行動目標 1 「被害の発生抑制により人命を保護する」

ア 目標の実現を阻害する「起きてはならない最悪の事態」

1-1火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態（大規模延焼を含む）
1-2建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態
1-3異常気象（浸水・竜巻）や洪水抑制機能が大幅に低下する事態等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
1-4大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
1-5列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
1-6災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態

※ は、当分の間、重点的に推進するものを示す。

イ 強靱化に向けた主な取組

- 消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減
- 住宅・建築物の耐震化等の促進
- 学校の災害対応力の向上
- 災害に強い都市づくり
- 災害情報の共有と県民への迅速かつ適切な提供
- 自助と共助による地域単位の防災力の向上
- 防災知識の普及啓発
- 治水施設の整備・減災に向けた取組の強化
- 農業用ため池等の防災対策
- 自然を活かした保水・遊水機能の確保
- 土砂災害等の防止施設の整備・減災に向けた取組の強化

ウ 強靱化に向けた主な行動

消防学校の教育訓練施設の充実や女性・学生消防団員の確保等による消防団の充実強化を図る。

建築物の耐震化等を所有者に働きかけるとともに、行政・建築関係団体による協議会において情報共有し、効果的な耐震化に努める。小中学校施設及び県立学校の校舎・体育館の耐震化は完了し、校舎・体育館以外の建築物の耐震化を進める。老朽化した県営住宅の計画的な建替えを進める。災害時の病院機能確保のため、災害拠点病院や二次救急医療機関等の耐震化の支援をする。地震火災対策として、感震ブレーカーの普及促進に向けた取組を推進する。

また、災害時の住宅・建築物の延焼を軽減させるため、延焼の危険性が高い地域や幹線道路の沿道に防火地域又は準防火地域を指定する市町の都市計画決定を支援する。県と市町村が連携・協力した土地区画整理事業や市街地再開発事業の促進、住宅密集地の改善等のまちづくりを推進する。防災空地

の確保のため、さきたま古墳公園等、公園の設置密度が低い東部、利根地域の公園拡張整備を進める。

災害オペレーション支援システムを使用し、避難情報の可視化、共有化に取り組む。

近年の災害等を踏まえ、SNS上の多くの情報の中から有用な投稿を抽出し災害対応に活用するため、AIを活用し被害情報の収集に取り組む。また、マイナンバーカード等を活用した避難者情報の把握や、罹災証明書発行の迅速化など、デジタル技術を活用した被災者支援体制の構築を進める。

減災に向けた自助の取組のきっかけとして、家具の固定、災害用伝言サービスの体験、3日分以上の水・食料の備蓄の「3つの自助の取組」を働きかける「イツモ防災」を推進する。あわせて、携帯トイレの備蓄及び感震ブレーカーの普及啓発も行う。

地震や台風などの風水害への早めの準備と避難のため、一人一人があらかじめ避難に備えた行動を決めておくマイ・タイムラインの作成、在宅避難等の避難方法に応じた準備、さらには、様々な場面での対応方法など、適切な避難行動に関する普及啓発を行う。あわせて、避難生活の際の注意点（熱中症等）についても普及啓発を行う。

河川や調節池の整備を行う。堤防やダム、排水機場等を定期的に点検し、老朽化対策や維持管理（腐食環境の調査等を含む）を計画的に行う。

防災重点農業用ため池245か所について、地震・豪雨耐性評価等を実施し、対策が必要な箇所については、対策工事等を進める。

また、間伐、針広混交林化、獣害対策等、地域に応じた森林整備を進めるとともに、「見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針」に沿った土地利用調整及び公有地化により、緑地空間を保全し、治水機能を保持する。

防災拠点として設備が整備された高校では、設備の使用方法に関する研修を実施し、設置されている非常用電源等の設備や機能を災害時に迅速に活用できるように備える。

(2) 行動目標2「救助・救急・医療活動により人命を保護する」

ア 目標の実現を阻害する「起きてはならない最悪の事態」

2-1救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態

2-2医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態

2-3ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態

※ は、当分の間、重点的に推進するものを示す。

イ 強靱化に向けた主な取組

- 災害時医療体制の確保
- 要配慮者等への配慮の確保
- 医療スタッフの育成・確保
- 感染症対策の強化と迅速な初動体制の確保
- 消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減
- 警察の災害対応力の強化

ウ 強靱化に向けた主な行動

救急隊員が行う応急処置等の質を医学的観点から保障するメディカルコントロール体制の強化を図る。病院前救護の充実のため、救急救命士の計画的な養成とスキルの維持向上のための再教育等を実施する。

平時から医療体制の充実を図るとともに、近隣都県との医療連携を進める。DMAT（災害派遣医療チーム）の具体的な活動を定めた計画等を訓練を通じて検証、改善をする。災害時に負担が大きくなる災害拠点病院を支援する災害時連携病院を指定し、患者受入体制を強化する。また、透析患者等の受入調整体制を強化する。高次医療施設へのアクセスの改善、搬送時間の短縮のため、幹線道路の整備等を進める。

県医師会、大学病院、県が一体となって創設した埼玉県総合医局機構を通じたキャリアステージに応じた医師の確保・誘導及び派遣により、医師数の増加、診療科及び地域偏在の解消を進める。

また、災害支援ナースへのフォローアップ研修や保健所を中心とした関係機関の連携訓練を行うなど、二次保健医療圏ごとの保健所を中心とした連携体制を強化する。

さらに、埼玉県災害時医療救護基本計画（令和7年4月改訂）に規定された災害時の医療救護活動に必要な医薬品等の供給体制を強化するため、埼玉県災害対策本部や医薬品等の集積場所などで活動できる「災害薬事コーディネーター」を養成する。

平時から医療提供、検査、宿泊療養体制を確保し、新たな感染症発生・まん延時に迅速かつ確実に対応できる体制を構築する。感染症の検査業務及び

患者管理業務についてのD Xを推進し、新興感染症発生時における業務効率化を図る。

(3) 行動目標3「交通ネットワーク、情報通信サービスを確保する」

ア 目標の実現を阻害する「起きてはならない最悪の事態」

3-1沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
3-2信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態
3-3旅客の輸送が長期間停止する事態
3-4物資の輸送が長期間停止する事態
3-5孤立集落が発生する事態
3-6情報通信が輻輳・途絶する事態
3-7情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態
※ は、当分の間、重点的に推進するものを示す。

イ 強靱化に向けた主な取組

- 道路ネットワークの整備・通行の確保
- 道路施設の耐震化及び路面下空洞調査等による安全性の向上
- 鉄道設備の整備等による安全性の向上
- 情報通信体制の強化と通信手段の多重化
- 土砂災害等の防止施設の整備・減災に向けた取組の強化
- 災害情報の共有と県民への迅速かつ適切な提供

ウ 強靱化に向けた主な行動

道路の通行を確保するため、災害時における道路啓開体制の強化を進めるとともに、緊急輸送道路の沿道建築物の耐震診断・改修工事等への支援や電線類の地中化、路面下空洞調査等を行う。

防災拠点や高次医療機関への交通アクセスを確保できるよう未接続道路等を整備し、ルート多重化を図る。また、高速道路のインターチェンジへのアクセス改善のため、現道の拡幅やバイパスの整備をする。

生活を支える道路の整備や山村の生活を守る森林管理道の整備・維持管理を行う。また、災害情報や道路の通行状況を投稿、閲覧でき、県民による自助・共助に活用できる「さいたま減災プロジェクト」の普及を進める。

古い基準で建設された橋りょうの耐震補強を進めるとともに、経年劣化への対応のため道路施設の計画的な修繕や更新を進め、県管理道路、森林管理道の安全確保を進める。

さらに、地下インフラのデータベース化を進めることで、埼玉県が管理する道路において、地下インフラ情報を一元的に管理し、災害や事故等発生時に関係機関と迅速に情報共有できる環境を整備する。

地域鉄道の安全輸送のため、経営基盤の弱い事業者が実施する設備整備に対する支援を行う。

情報通信体制の強化を図るため、災害時においても確実に通信が確保できるよう、衛星通信等の多様な通信手段の確保を進める。

(4) 行動目標 4 「必要不可欠な行政機能を確保する」

ア 目標の実現を阻害する「起きてはならない最悪の事態」

4-1治安の悪化等により、警察需要が大幅に増加する事態

4-2県・市町村の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態

※ は、当分の間、重点的に推進するものを示す。

イ 強靱化に向けた主な取組

- 災害対応の標準化と防災人材育成
- 防災活動拠点等の強化
- 行政機関の業務継続の確保
- 支援・受援体制の確立
- 災害情報の共有と県民への迅速かつ適切な提供
- 応急対応に必要な非常用電源等の確保
- 防災知識の普及啓発
- 警察の災害対応力の強化

ウ 強靱化に向けた主な行動

あらゆる危機や災害に備えるため、災害対応の標準化を図るべく、平時から危機や災害ごとに対処すべき項目や役割分担等を定めたシナリオを作成し、情報収集や共有方法、戦略的な目標設定のためのフォーマットを記載したプロトコルを定めて訓練を繰り返すことにより、様々な官民機関の強固な連結を図る「埼玉版FEMA」を推進する。あわせて、危機や災害を自分事としての的確に対応できる防災人材の育成を進め、県全体の危機・災害対応力を強化する。

災害対策本部等が被災時に機能するように訓練の実施や計画の見直し等を行う。実践的な防災体制を維持できるように、庁舎、物的資源、人的資源の確保を進める。

県内5か所の防災基地のほか、埼玉スタジアム2002等の大規模施設、防災拠点校において、災害時に備え、物資備蓄や災害従事者の拠点施設の維持管理を行う。

災害対策本部となる庁舎等の防災拠点施設の耐震化・エネルギーの多重化を進める。

防災活動拠点等へのアクセスの確保のため、未接続道路等を整備し、ルートの多重化を図る。また、高速道路のインターチェンジへのアクセス改善のため、現道の拡幅やバイパスの整備をする。

緊急輸送道路の機能確保のため、沿道建築物の耐震診断・改修工事等への支援を行い、耐震化を進める。

また、被災により県内市町村が機能を喪失した場合に備え、他の地方公共団体からの応援を円滑に受け入れる受援体制の整備や被災地以外の市町村が応援を実施できるよう派遣可能者リストを事前に作成しておく。あわせて、罹災証明書交付事務等におけるデジタル技術の活用を推進する。

(5) 行動目標5「生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する」

ア 目標の実現を阻害する「起きてはならない最悪の事態」

5-1食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
5-2電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
5-3取水停止等により、給水停止が長期化する事態
5-4汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態
5-5地域活動の担い手不足、感染症の発生、有害物質の流出等により、避難所等の生活環境が悪化する事態

※ は、当分の間、重点的に推進するものを示す。

イ 強靱化に向けた主な取組

- 安全な水の早期供給再開と施設の災害対応力強化
- 再生可能エネルギー等の代替エネルギーの確保
- 避難所の公衆衛生と生活の質の確保
- 自助と共助による地域単位の防災力の向上
- 市街地等で発生する下水の適切な処理と施設の耐震化・老朽化対策の推進
- 有害物質等の流出対策の確実な実施

ウ 強靱化に向けた主な行動

各家庭に水道水を供給する水道事業者に対して、水道施設の耐震化、老朽化水道施設の更新及び管路の耐震化・更新を支援する。

県営水道では、水質が安全であることを確認するため、水源の水質を定期的に監視する。浄水場に取水してからは毒物監視装置等により常時監視を行い、原水の水質に応じた適切な浄水処理を実施する。さらに、安全な水を供給するため、県営浄水場に高度浄水処理施設を整備する。また、災害に備えて、貯水タンクの増設、送水管路の耐震化を進める。

水道水源となる河川の定期的な水質測定等による広域的な汚染の監視や水質検査の信頼性確保に取り組む。県有施設の新築や建築工事を伴う大規模改修に合わせ太陽光発電や太陽熱給湯設備の導入を検討する。

県有施設の設計の際に、断熱性能の向上や高効率機器への更新など省エネルギー化を図り、温室効果ガスの排出削減を率先的に推進する。地域のエネルギーは地域でまかなえるよう家庭や企業における太陽光発電などの再生可能エネルギーやコージェネレーションシステムの導入を促進する。高効率発電が可能な大規模焼却施設や生ごみを利用したバイオガス化施設の導入を検討する市町村を支援する。

市町村に対し、ジェンダー視点を取り入れた避難所開設・運営マニュアルの策定を支援する。

近年の災害等を踏まえ、被災時に避難所外避難や新型コロナウイルス感染症の拡大が発生することを前提とした市町村の避難者対応等を支援する。避難所の環境改善の一環として、パーティションや段ボール製簡易ベッド等の備蓄を引き続き行うとともに、キッチンカー等の活用により、衛生環境と生

活の質の確保を図る。また、避難所のニーズに合った物資を供給できるよう、新物資システム（B・PLo）等を活用して、市町村が必要となる物資等を把握する。

避難所の衛生環境や空調・温熱環境を改善することなど、避難所での生活環境を向上させていくことで、災害関連死の防止に取り組んでいく。

地域での共助の取組の中心となる自主防災組織のリーダーを指導するため、指導員を地域へ派遣する。

下水道施設については、管きよの点検・調査を推進し腐食等の状況を把握するとともに、計画的な改築・更新により老朽化対策や耐震化を推進する。

事業所における有害物質等の適正管理や流出防止対策の徹底を促す。

(6) 行動目標6「『稼げる力』を確保できる経済活動の機能を維持する」

ア 目標の実現を阻害する「起きてはならない最悪の事態」

6-1農業・産業の生産力が大幅に低下する事態

6-2金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態

※ は、当分の間、重点的に推進するものを示す。

イ 強靱化に向けた主な取組

- 平時からの産業創出
- 金融機能・産業機能の維持
- 産業を担う人材の育成・確保
- 平時からの農業生産の確保

ウ 強靱化に向けた主な行動

本県の「稼げる力」を強化するため、デジタルトランスフォーメーション(DX)に取り組む事業者に対するデジタル技術の活用支援や、製品開発及び実証の支援などを行うとともに、本県への企業立地を促進する。立地企業に対しては操業前後のフォローアップを行い、企業の要望を適切に関係機関につないでいく。これにより企業の集積や操業環境の向上を図る。

県産業振興公社と連携して、県内中小企業に対し、セミナーやホームページでの広報によりBCPの普及を進めるとともに、策定を希望する中小企業への個別支援を行う。

県制度融資の経営安定資金(災害復旧関連)により、被災時の民間企業の事業継続を支援する。

災害時においても工業用水を受水企業へ安定供給するため、水処理施設の耐震補強を進める。

(7) 行動目標 7 「大規模自然災害等被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする」

ア 目標の実現を阻害する「起きてはならない最悪の事態」

7-1大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態
7-2県内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
7-3土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態
7-4耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態
7-5広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
7-6労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態

※ 〇〇〇〇は、当分の間、重点的に推進するものを示す。

イ 強靱化に向けた主な取組

- 応急復旧の体制整備
- 災害廃棄物の適正処理の推進
- 支援・受援体制の確立
- 発災前からの都市の復興への備え
- 治水施設の整備・減災に向けた取組の強化
- 県有施設の計画的な老朽化対策の推進
- 農業生産基盤等の整備

ウ 強靱化に向けた主な行動

応急復旧について、被災時には、国や近隣都県市との災害時相互協力の申し合わせ等により、資機材の貸し付けや人員派遣等について相互協力を行う。被災時の応急復旧方法・対処方法等を検討する。また、ドローン映像による災害情報の共有・分析といった新技術の活用に取り組む。さらに、復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ迅速に処理できるよう、平時から仮置場候補地の選定や広域処理体制の構築等の準備を進める。

埼玉県広域受援計画に基づき、本県が被災した際に、国や近隣都県市からの支援を迅速かつ的確に受けられるよう、役割分担や情報提供方法等を整理していく。あわせて、円滑な復興を実現するため、平時から復興まちづくりの検討や準備を進める。

大規模自然災害発生時の被害を小さくし迅速な再建・回復ができるよう、河川や調節池の整備、老朽化している排水機場等のポンプ施設の計画的な長寿命化により、広域かつ長期にわたる被害とならないよう治水安全度の向上を図る。また、雨水を地中に浸透させる取組も行う。

(8) 行動目標8「首都機能の維持・復旧をバックアップできるようにする」

ア 目標の実現を阻害する「起きてはならない最悪の事態」

8-1大量の帰宅困難者が発生し、多数の家族が分断される事態

8-2東京都内の中央官庁等の機能が麻痺・停止する事態

8-3東京都内の基盤インフラの崩壊等により、首都機能が麻痺・停止する事態

※ は、当分の間、重点的に推進するものを示す。

イ 強靱化に向けた主な取組

- 平時からの連携関係の確立
- 職員派遣体制の確立
- 支援・受援体制の確立
- 帰宅困難者の一時滞在施設の確保と帰宅支援

ウ 強靱化に向けた主な行動

首都機能の維持・復旧を迅速に支援できるよう、国や他都県市との災害時応援協定の締結やその実効性を高める取組を進め、平時からの連携関係を確立する。

民間企業等との間においても、民間倉庫や物流団地等での救援物資の一時保管や物資集積拠点への機材・人材・物流専門家の派遣により、円滑な物資輸送を確保し、避難所まで物資が届くよう連携の強化を図る。

首都東京への支援を円滑に行えるよう、東京埼玉連携会議等を通して東京都と連携を図る。

また、国の省庁の機関が集積している「さいたま新都心」については、国等と連携して職員宿泊施設を確保するなど、バックアップ拠点としての機能強化を図る。加えて、近隣市町村間の連携の取組を支援する。

帰宅困難者対策として、県内の主要駅に帰宅困難者対策協議会を設置し、駅周辺での混乱防止対策や一時滞在施設の確保を進める。あわせて、発災直後にむやみに移動を開始しない「一斉帰宅抑制」周知・啓発を推進する。

5-4 行動指標

本県における強靱化の取組の進捗を把握するため、本計画の基本目標の達成に資する行動指標を設定する。行動指標では進捗を把握できない取組についても、本県の強靱化を進めるために十分な取組が行われているか様々な観点から把握していく。

○要緊急安全確認大規模建築物の耐震性不足解消率

【現状値】	97.8%	(令和7年度)
【目標値】	100%	(令和13年度)

○医療施設(病院・診療所)の医師数

【現状値】	13,863人	(令和6年)
【目標値】	16,401人	(令和12年)

○県管理道路整備箇所の混雑時平均旅行速度

【現状値】	20.8km/h	(令和6年度)
【目標値】	25.1km/h	(令和13年度)

○新規の企業立地件数

【現状値】	221件	(令和4年度～令和7年度の累計)
【目標値】	250件	(令和9年度～令和13年度の累計)

○良好な都市基盤が整備された面積

【現状値】	20,801ha	(令和7年度)
【目標値】	21,124ha	(令和13年度)

○災害時連携病院の指定数

【現状値】	32病院	(令和7年度)
【目標値】	40病院	(令和13年度)

○平成8年より古い基準で建設された橋りょうの耐震補強率

【現状値】	80.4%	(令和7年度)
【目標値】	100%	(令和13年度)

○無電柱化の整備延長

【現状値】	62.9km	(令和7年度)
【目標値】	77.3km	(令和13年度)

○県管理道路の整備延長

【現状値】	1,731.5km	(令和7年度)
【目標値】	1,781.9km	(令和13年度)

○農山村の多面的機能を発揮する共同活動の実施面積割合

【現状値】	34.8%	(令和7年度)
【目標値】	39.4%	(令和13年度)

○治水対策によって床上浸水被害の解消が想定される家屋数

【現状値】	1 2 8 棟	(令和 7 年度)
【目標値】	8 0 0 棟	(令和 1 3 年度)

○河川整備が完了した河川の延長

【現状値】	6 3 8 km	(令和 7 年度)
【目標値】	6 4 5 km	(令和 1 3 年度)

○砂防関係施設整備により保全される避難所等の数

【現状値】	2 0 か所	(令和 7 年度)
【目標値】	5 8 か所	(令和 1 3 年度)

○埼玉版 F E M A プロトコルで定めるフォーマットの活用機関数

【現状値】	0 機関	(令和 7 年度)
【目標値】	1 7 6 機関	(令和 1 3 年度)

○埼玉版 F E M A 訓練への災害時応援協定締結機関の参加機関数

【現状値】	1 1 6 機関	(令和 7 年度)
【目標値】	2 1 0 機関	(令和 1 3 年度)

○自主防災組織で防災知識の啓発活動を実施した割合

【現状値】	8 4 . 2 %	(令和 6 年度)
【目標値】	9 2 . 0 %	(令和 1 3 年度)

○消防団員の定員に対する充足率

【現状値】	8 3 . 9 %	(令和 8 年度)
【目標値】	8 4 . 9 %	(令和 1 3 年度)

○県営水道における最優先管路更新工事実施延長

【現状値】	1 . 9 km	(令和 7 年度)
【目標値】	1 3 . 1 km	(令和 1 3 年度)

○損傷リスクが高く事故発生時に社会的影響が大きい大口径流域下水道管路の健全性の確保率

【現状値】	6 0 %	(令和 7 年度)
【目標値】	1 0 0 %	(令和 1 1 年度)

○老朽化対策が完了する橋りょう数

【目標値】	2 4 6 橋	(令和 9 年度～1 3 年度の累計)
-------	---------	---------------------

○内水排水機場の主ポンプ本体の更新完了数

【目標値】	1 1 台	(令和 9 年度～1 3 年度の累計)
-------	-------	---------------------

○新興感染症への早期対応のため受入体制強化に取り組む医療機関の割合（病

床ベース)

【現状値】	1 5 . 6 %	(令和 7 年度)
【目標値】	1 0 0 %	(令和 1 3 年度)

○県営水道における東松山第二幹線整備延長（吉見浄水場拡張工事）

【現状値】	1 4 . 3 km	(令和 7 年度)
【目標値】	2 2 . 0 km	(令和 1 1 年度)

○県内水道事業及び水道用水供給事業における水安全計画策定率

【現状値】	8 0 . 0 %	(令和 7 年度)
【目標値】	1 0 0 %	(令和 1 3 年度)

指標名	指標の定義
要緊急安全確認大規模建築物の耐震性不足解消率	耐震診断結果が公表された要緊急安全確認大規模建築物のうち、耐震性が確保（除却を含む）されている割合。
医療施設(病院・診療所)の医師数	医療施設に従事する医師数。
県管理道路整備箇所の混雑時平均旅行速度	朝夕ピーク時の混雑などを解消するために整備を進めている県管理道路における混雑時平均旅行速度。
新規の企業立地件数	県の誘致活動により、令和9年度以降、県内に立地した企業の累計件数。
良好な都市基盤が整備された面積	土地区画整理事業、市街地再開発事業により、良好な都市基盤（住宅地や商業地）が整備され、災害対応力が向上した土地の面積。
災害時連携病院の指定数	災害時に災害拠点病院と連携し、中等症患者などを受け入れる病院の指定数。
平成8年より古い基準で建設された橋りょうの耐震補強率	平成8年より古い基準で建設された橋りょうのうち、耐震補強が完了した割合。
無電柱化の整備延長	県管理道路のうち、無電柱化が完了した延長。
県管理道路の整備延長	バイパス整備、現道拡幅及び交差点改良が行われた距離の累計。
農山村の多面的機能を発揮する共同活動の実施面積割合	農振農用地（田畑）に占める、農地や農業用排水路の草刈りや泥上げなど地域の共同活動を実施した面積の割合。
治水対策によって床上浸水被害の解消が想定される家屋数	過去5年間（令和元年度～令和5年度）で床上浸水被害を受けた家屋（約2,800棟）のうち、令和元年東日本台風などの被害発生時と同規模の降雨に対して、床上浸水被害の解消が想定される家屋数。
河川整備が完了した河川の延長	県管理河川のうち、時間雨量50mm程度の降雨により発生する洪水を安全に流すための整備が完成した河川の延長。
砂防関係施設整備により保全される避難所等の数	砂防関係施設の整備により保全される土砂災害警戒区域内の避難所及び要配慮者利用施設の数。
埼玉版FEMAプロトコルで定めるフォーマットの活用機関数	埼玉版FEMA図上訓練内においてプロトコル（手順書）で定めたフォーマット（様式）を利用した情報共有に参加した災害時応援協定締結機関数。
埼玉版FEMA訓練への災害時応援協定締結機関の参加機関数	全庁で実施する埼玉版FEMA訓練に参加した災害時応援協定締結機関数。
自主防災組織で防災知識の啓発活動を実施した割合	自主防災組織の組織活動として、構成員に災害への備えや災害時の行動などの防災知識の啓発活動を実施した割合。
消防団員の定員に対する充足率	消防団員の条例定数に対する充足率。
県営水道における最優先管路更新工事実施延長	優先度評価に基づき選定した最優先管路の更新（整備）が完了している管路延長。
損傷リスクが高く事故発生時に社会的影響が大きい大口径流域下水道管路の健全性の確保率	損傷リスクが高く、事故発生時に社会的影響が大きい大口径流域下水道管路の健全性の確保率。
老朽化対策が完了する橋りょう数	埼玉県橋りょう保全計画の計画期間内における橋りょうの修繕工事及び架換え工事の完了数。
内水排水機場の主ポンプ本体の更新完了数	内水排水機場（18機場）について、令和9年度から令和13年度までの間に長期保全計画で予定されている主ポンプ本体の更新完了数。
新興感染症への早期対応のため受入体制強化に取り組む医療機関の割合（病床ベース）	新興感染症への早期対応のため受入体制強化に取り組む医療機関の割合（病床ベース）。
県営水道における東松山第二幹線整備延長（吉見浄水場拡張工事）	吉見浄水場と県西部地域を結ぶ管路（東松山第二幹線）の整備が完了した管路延長。
県内水道事業及び水道用水供給事業における水安全計画策定率	県内水道事業及び水道用水供給事業のうち、水安全計画を策定済事業の割合。

第6章 施策分野別の強靱化に向けた方針

6-1 施策分野の設定

基本法では、基本計画において計画の対象とする施策の分野を定めることとしている。

本計画においては、基本計画の施策分野を参考に、個別施策分野、横断的分野を次のとおり設定する。

表 6.1 施策分野

個別施策分野	1	行政機能※（警察・消防含む。）
	2	住宅・都市
	3	保健医療
	4	福祉
	5	エネルギー
	6	情報通信
	7	産業
	8	交通
	9	農業
	10	県土保全
	11	ライフライン
	12	教育
	13	土地利用
	14	環境
横断的分野	15	地域づくり・リスクコミュニケーション
	16	老朽化対策
	17	デジタル技術の活用

※) 「行政機能」…行政が本来行うべき機能

6-2 施策分野と「起きてはならない最悪の事態」の整理

横断的分野を除く施策分野と脆弱性評価で設定した34の「起きてはならない最悪の事態」の関係を整理した。

表 6. 2 施策分野と３４の「起きてはならない最悪の事態」の関係

		施策	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
			行政	住宅	保健	福祉	工	情報	産業	交通	農業	県土	労働	教育	国土	環境
	「起きてはならない最悪の事態」	(関係部局(略称))														
1-1	火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態(大規模延焼を含む)	(危機、福祉、保健、都市、教育)	○	○		○								○		
1-2	建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態	(危機、都市、教育)	○	○										○		
1-3	異常気象(浸水・竜巻)や洪水抑制機能が大幅に低下する事態等により、多数の死者・負傷者が発生する事態	(危機、農林、県土、都市、下水、教育)	○	○							○	○	○	○		
1-4	大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態	(危機、農林、県土)	○								○	○				
1-5	列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態	(企財、危機、県土)	○							○						
1-6	災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態	(県民、危機、県土、都市、下水、警察)	○							○						
2-1	救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態	(危機、保健、農林、県土、都市、教育、警察)	○	○	○					○		○		○		
2-2	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態	(危機、保健、県土、教育)			○											
2-3	ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態	(保健、農林、都市、企業、下水)			○								○			
3-1	沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態	(企財、農林、県土、都市)		○						○		○				
3-2	信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態	(企財、都市、警察)	○							○						
3-3	旅客の輸送が長期間停止する事態	(企財、県土、都市、警察)		○						○		○				
3-4	物資の輸送が長期間停止する事態	(企財、農林、県土、都市、下水)		○						○		○	○			
3-5	孤立集落が発生する事態	(企財、県民、危機、農林、県土、都市、警察)	○							○		○				
3-6	情報通信が輻輳・途絶する事態	(企財、農林、県土)						○				○				
3-7	情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態	(県民、危機、県土、警察)	○													
4-1	治安の悪化等により、警察需要が大幅に増加する事態	(県民、危機、都市、警察)	○	○												
4-2	県・市町村の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態	(企財、総務、県民、危機、環境、福祉、保健、農林、県土、都市、企業、下水、警察)	○	○		○		○	○	○		○	○	○		
5-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態	(企財、県民、環境、農林、県土、都市、警察)	○				○			○		○	○			
5-2	電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態	(総務、危機、環境、農林、都市)					○					○				
5-3	取水停止等により、給水停止が長期化する事態	(企財、環境、保健、県土、企業)							○			○	○			
5-4	汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態	(環境、農林、県土、都市、下水)										○	○			
5-5	地域活動の担い手不足、感染症の発生、有害物質の流出等により、避難所等の生活環境が悪化する事態	(企財、県民、危機、環境、福祉、保健、都市、教育、警察)	○	○		○										○
6-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態	(環境、保健、産労、農林、県土、教育)							○	○	○	○				
6-2	金融機能の大幅低下等により、経済活動が停滞する事態	(産労、農林、県土、企業、教育)							○	○	○	○				
7-1	大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態	(環境、都市)		○												○
7-2	県内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	(企財、農林、県土)								○		○				
7-3	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態	(企財、農林、県土、都市)		○							○	○			○	
7-4	耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態	(農林、県土)									○	○				
7-5	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態	(農林、県土、都市、下水)										○	○			
7-6	労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態	(産労、県土、教育)							○							
8-1	大量の帰宅困難者が発生し、多数の家族が分断される事態	(企財、県民、危機、県土、都市、警察)	○					○		○				○		
8-2	東京都内の中央官庁等の機能が麻痺・停止する事態	(企財、県民、危機、保健、県土、都市)	○		○					○						
8-3	東京都内の基盤インフラの崩壊等により、首都機能が麻痺・停止する事態	(企財、県民、危機、保健、産労、県土、都市)	○		○				○	○						

※ 関係部局の略称は次のとおり

企財…企画財政部、総務…総務部、県民…県民生活部、危機…危機管理防災部、環境…環境部、福祉…福祉部、保健…保健医療部、産労…産業労働部、
農林…農林部、県土…県土整備部、都市…都市整備部、企業…企業局、下水…下水道局、教育…教育局、警察…警察本部

6-3 施策分野ごとの取組の方向性

施策分野ごとの埼玉県の取組の方向性は、次に示すとおりである。

(1) 行政機能（警察・消防含む。）

○災害対応の標準化と防災人材育成【全部局】

あらゆる危機や災害に備えるため、災害対応の標準化を図るべく、平時から危機や災害ごとに対処すべき項目や役割分担等を定めたシナリオを作成し、情報収集や共有方法、戦略的な目標設定のためのフォーマットを記載したプロトコルを定めて訓練を繰り返すことにより、様々な官民機関の強固な連結を図る「埼玉版FEMA」を推進する。あわせて、危機や災害を自分事としての的確に対応できる防災人材の育成を進め、県全体の危機・災害対応力を強化する。

○消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減【危機、福祉、保健、県土】

地震による建物倒壊や列車転覆事故等の災害現場に迅速に出動し、効果的な救助・医療活動を行う埼玉県特別機動援助隊の研修及び訓練を計画的に実施する。

消防学校の教育訓練施設の充実や女性・学生消防団員の確保等による消防団の充実強化を図る。

大規模災害を含む危機事案に対処できる必要な基礎知識を習得するため、県及び市町村職員を対象とした研修や訓練を実施する。市町村防災体制の整備を促進するため、避難行動要支援者名簿に基づく市町村の個別避難計画策定の支援等に取り組む。

毒物劇物等の化学物質による事故を未然に防止するため、毒物劇物の製造業者等に対して適切な管理状態を確保するよう指導する。

土砂災害による被害の生ずるおそれのある箇所を土砂災害警戒区域等に指定し、市町村の警戒避難体制の整備を支援する。

○防災活動拠点等の強化【危機、県土、都市】

災害対策本部等が被災時に機能するように訓練の実施や計画の見直し等を行う。実践的な防災体制を維持できるように、庁舎、物的資源、人的資源の確保を進める。

県内5か所の防災基地のほか、埼玉スタジアム2002等の大規模施設、防災拠点校において、災害時に備え、物資備蓄や災害従事者の拠点施設の維持管理を行う。

災害対策本部となる庁舎等の防災拠点施設の耐震化・エネルギーの多重化を進める。

防災活動拠点等へのアクセスの確保のため、未接続道路等を整備し、ルートのも多重化を図る。また、高速道路のインターチェンジへのアクセス改善のため、現道の拡幅やバイパスの整備をする。

緊急輸送道路の機能確保のため、沿道建築物の耐震診断・改修工事等への支援を行い、耐震化を進める。

○災害情報の共有と県民への迅速かつ適切な提供【県民、危機、県土、都市、警察】

市町村が発令する避難指示等の災害情報を県が運用するシステムを経由して、県

ホームページへの自動掲載、県公式LINEからのプッシュ配信を引き続き行っていく。また、Lアラート（災害情報共有システム）を利用したメディアへの情報提供を引き続き行っていく。加えて、各ライフライン関係企業との連携による情報伝達体制の強化を図り、より迅速で正確な災害対応状況の周知を行う。また、県内の気象情報や災害情報を投稿、閲覧でき、県民による自助・共助に活用できる「さいたま減災プロジェクト」の普及を進める。交番・駐在所が作成している広報紙や警察展等のイベントにおいても、災害時の避難経路の確認等の情報発信を行う。外国人住民向けに多言語での行政・生活情報の提供を行う。

洪水時における水防団の活動や住民の円滑な避難行動のため、河川の水位や降雨状況について、観測情報を提供する。

災害発生時には、避難指示等の情報を現場警察官による直接広報、パトカーによる放送走行を実施できるよう備える。

災害オペレーション支援システムを使用し、避難情報の可視化、共有化に取り組む。

SNS上の多くの情報の中から有用な投稿を抽出し災害対応に活用するため、AIを活用し被害情報の収集に取り組む。また、SNS災害情報サポーターから有用な災害情報の投稿を増やすため、研修等を実施する。また、マイナンバーカード等を活用した避難者情報の把握や、罹災証明書発行の迅速化など、デジタル技術を活用した被災者支援体制の構築を進める。

○警察の災害対応力の強化【警察】

災害時の警察活動の拠点となる警察署の非常用発電機の整備を行うとともに、浸水想定区域に設置しているものについて、浸水対策を行う。大雪、水害、地震の際に必要な資機材の整備、警察活動の継続に不可欠な食料・飲料水の備蓄を行う。

防災週間等と合わせた災害警備部隊の総合訓練や部隊ごとの個別訓練、九都県市合同防災訓練等の他機関主催の防災訓練への参加により、災害対応力を強化する。

○応急対応に必要な非常用電源等の確保【総務、環境、都市、企業、下水】

県有施設の新築や建築工事を伴う大規模改修に合わせ太陽光発電の導入を検討する。

県有施設の設備設計の際に地震及び水害時においても設備機能を確保できるよう、機器の設置高さなど設置位置や構造等を決定する。

また、太陽光発電によるエネルギーの多重化を図るとともにEV（電気自動車）等を活用したエネルギーの施設間での融通（面的利用）を検討する。

県営水道の施設では、災害時における給水体制確保のため、自家発電設備を活用した送水訓練等を実施する。流域下水道では、長時間停電時でも自家発電設備が48時間連続運転できるよう、自家発電設備の改築又は燃料タンクの増設を行う。

○職員派遣体制の確立【企財、総務、危機】

被災地に対する人的支援に当たって、速やかな情報伝達や意思決定が図られるよう、連絡系統や意思決定、役割分担等に関し検討・整理し、全庁的な共有化を図る。また、県と市町村との協力のあり方についても整理する。

職員の災害対応力の向上という観点からも、積極的な職員派遣を行う。

被災地で不足している専門的人材を速やかに派遣できるよう、専門的知識や技術

を有する人材の情報管理を行う。

発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付ができるよう、市町村への説明会や人的支援を行うとともに、調査・判定方法にばらつきが生じないように、被災市町村間の調整を図る。

○支援・受援体制の確立【企財、総務、危機、福祉、保健、県土】

埼玉県広域受援計画に基づき、本県が被災した際に、国や近隣都県市からの支援を迅速かつ的確に受けられるよう、役割分担や情報提供方法等の整理やOA機器等の準備を行う。また、他の地方公共団体からの応援職員を円滑に受け入れるための受援体制を整備する。さらに、首都東京への支援を円滑に行えるよう、東京埼玉連携会議等を通して東京都と連携を図る。

被災地でボランティアの受け入れを必要とするニーズと、ボランティアとして支援を希望する者をマッチングするコーディネーターの養成等について検討する。埼玉県社会福祉協議会が市町村社会福祉協議会を対象として実施する災害ボランティアセンターの運営や人材養成に係る研修について支援する。

災害派遣精神医療チーム（DPAT）の調整本部の体制を整える。

道路を利用した救援ルートに河川も加え、重層的なルートの確保に努める。

○行政機関の業務継続の確保【危機】

行政自らが被災しても業務が継続できるよう、業務継続計画の見直しを進め、訓練を実施していく。

被災により県内市町村が機能を喪失した場合、被災地以外の市町村が応援を実施できるよう派遣可能者リストを事前に作成しておく。

○応急復旧の体制整備【危機、保健、農林、県土、下水】

被災時には、国や近隣都県市との災害時相互協力の申し合わせ等により、資機材の貸し付けや人員派遣等について相互協力を行う。

被災時の応急復旧方法・対処方法等を検討する。

ドローン映像による災害情報の共有・分析といった新技術の活用に取り組む。また、道路啓開計画の実効性を高めるため、関係機関と連携した訓練を実施する。

（２）住宅・都市

○住宅・建築物の耐震化等の促進【危機、福祉、保健、都市、教育】

建築物の耐震化等を所有者に働きかけるとともに、行政・建築関係団体による協議会において情報共有し、効果的な耐震化に努める。小中学校施設及び県立学校の校舎・体育館の耐震化は完了し、校舎・体育館以外の建築物の耐震化を進める。老朽化した県営住宅の計画的な建替えを進める。災害時の病院機能確保のため、災害拠点病院や二次救急医療機関等の耐震化の支援をする。

地震時の液状化について埼玉県地震被害想定調査の想定地震ごとに可能性分布図を公表する。市町村等と連携して大規模盛土造成地の事前対策や液状化対策等を推進する。

また、震災直後の建築物の危険度を判定する応急危険度判定士を養成・訓練し、判定体制を整備・維持する。

文化財の耐震化等を進めるとともに、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめるため、博物館における展示方法・収蔵方法等の点検や収蔵資料に係る防災マニュアルの整備、有形無形の文化を映像等に記録するアーカイブなど、文化財の保存対策を進める。

火災報知器の設置促進に向けて、法令や奏功事例などの周知や市町村と連携した啓発に取り組む。また、地震火災対策として、感震ブレーカーの普及啓発に向けた取組を推進する。

○空き家対策の促進【都市】

老朽空き家対策及び空き家の利活用について、行政・関係団体による連絡会議を通じて市町村の取組を支援する。

市町村や関係団体との連携を通じ、空き家を含む既存住宅の流通促進を図る。

○災害に強い都市づくり【都市】

災害時の住宅・建築物の延焼を軽減させるため、延焼の危険性の高い地域や幹線道路の沿道に防火地域又は準防火地域を指定する市町の都市計画決定を支援する。

県と市町村が連携・協力した土地区画整理事業や市街地再開発事業の促進、住宅密集地の改善等のまちづくりを推進する。防災空地の確保のため、さきたま古墳公園等、公園の設置密度が低い東部、利根地域の公園拡張整備を進める。

(3) 保健医療

○災害時医療体制の確保【危機、保健、県土】

救急隊員が行う応急処置等の質を医学的観点から保障するメディカルコントロール体制の強化を図る。病院前救護の充実のため、救急救命士の計画的な養成とスキルの維持向上のための再教育等を実施する。

平時から医療体制の充実を図るとともに、近隣都県との医療連携を進める。DMATの具体的な活動を定めた計画等を訓練を通じて検証、改善をする。災害時に負担が大きくなる災害拠点病院を支援する災害時連携病院を指定し、患者受入体制を強化する。また、透析患者等の受入調整体制を強化する。高次医療施設へのアクセスの改善、搬送時間の短縮のため、幹線道路の整備等を進める。

地方独立行政法人化した県立病院においては、策定したBCPに基づき、災害時にも継続的に医療を提供するための体制を整備するなど、埼玉県地域防災計画に基づく県立病院としての役割を果たす。

また、災害支援ナースへのフォローアップ研修や保健所を中心とした関係機関の連携訓練を行うなど、二次保健医療圏ごとの保健所を中心とした連携体制を強化する。

○医療スタッフの育成・確保【保健、教育】

県医師会、大学病院、県が一体となって創設した埼玉県総合医局機構を通じたキャリアステージに応じた医師の確保・誘導及び派遣により、医師数の増加、診療科及び地域偏在の解消を進める。

看護師等養成校の教育力の向上、潜在看護職員の再就職支援、働きやすい職場づくりにより、訪問看護の充実、認定看護師の育成等による看護の質の向上と看護職員の量的確保を進める。地方独立行政法人化した県立病院においては、専門性が高

く成熟した医療人材の確保に努めるとともに、教育研修機能を充実させ、キャリアパスづくり及び職務に関連する専門資格の取得等をサポートする仕組みづくりを進める。県立学校においても、社会の変化や産業の動向等に対応した高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成する。

また、埼玉県災害時医療救護基本計画（令和7年4月改訂）に規定された災害時の医療救護活動に必要な医薬品等の供給体制を強化するため、埼玉県災害対策本部や医薬品等の集積場所などで活動できる「災害薬事コーディネーター」を養成する。

○感染症対策の強化と迅速な初動体制の確保【保健】

平時から市町村とともに標準的予防策の徹底を啓発するとともに、消毒薬等の医薬品の備蓄を進める。さらに、感染性の強い疾病の発生に備え、資材の備蓄を行う。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が本県の社会経済に著しい影響を与えたことを教訓に、平時から体制を強化し、感染症の感染拡大を未然に防ぐため、感染症対策に精通した感染症専門人材の育成・確保に努める。

平時から医療提供、検査、宿泊療養体制を確保し、新たな感染症発生・まん延時に迅速かつ確実に対応できる体制を構築する。

また、新興・再興感染症のうち県民に重篤な影響を及ぼす感染症の発生に備え、サーベイランス（感染症発生動向調査）を行うとともに、診察・治療が可能な感染症病床を整備する。さらに、断水時等における人工透析患者の受入・搬送調整体制を強化する。加えて、感染症の検査業務及び患者管理業務についてのDXを推進し、新興感染症発生時における業務効率化を図る。

（４）福祉

○要配慮者等への配慮の確保【福祉、危機】

避難行動要支援者名簿に基づく市町村の個別避難計画策定の支援等に取り組むとともに、福祉避難所の開設訓練の実施を働きかける。災害時に一次避難所では対応が難しい障害者・高齢者などの要配慮者が、個別避難計画に基づき安全・安心に福祉避難所に直接避難できる体制を整備する。

また、DWA T（災害派遣福祉チーム）の派遣調整体制の整備を進める。

さらに、災害リハビリテーション支援活動ができる医師やリハビリ専門職等を育成する。

○避難所等で必要となるこころのケア実施体制の整備【危機、福祉、保健】

大規模災害の発生時において、被災地域に入り、被災者及び支援者に対して、専門性の高い精神科医療の提供や精神保健活動の支援を行う災害派遣精神医療チーム（DPAT）を整備し、その活動を調整する体制を整える。

（５）エネルギー

○省エネルギー化の推進【総務、環境】

県有施設の改修工事に際し、エネルギー使用量と二酸化炭素排出量を削減するた

め、高効率機器や省エネ器具の導入を進める。

電気と熱を同時につくる高効率なコージェネレーションシステムの普及啓発を進めるとともに、システムを導入する事業者への支援を行う。

○再生可能エネルギー等の代替エネルギーの確保【総務、環境、都市】

県有施設の新築や建築工事を伴う大規模改修に合わせ太陽光発電や太陽熱給湯設備の導入を検討する。

県有施設の設計の際に、断熱性能の向上や高効率機器への更新など省エネルギー化を図り、温室効果ガスの排出削減を率先的に推進する。

また、太陽光発電によるエネルギーの多重化を図るとともにEV（電気自動車）等を活用したエネルギーの施設間での融通（面的利用）を検討する。

エネルギーの安全・安心を確保するため、地域のエネルギーは地域でまかなえるよう、家庭や企業における太陽光発電などの再生可能エネルギーやコージェネレーションシステムの導入を促進する。

高効率発電が可能な大規模焼却施設を導入する市町村を支援する。また、生ごみを利用したバイオガス化施設の導入を検討する市町村を支援する。

○電動車の普及【環境、危機】

電動車（EV（電気自動車）、PHV（プラグインハイブリッド自動車））の充電インフラの整備や自動車に蓄電した電力を家庭で利用するための設備（V2H）の設置を促進する。

水素ステーションの設置の際には、技術基準への適合審査や完成時の実地検査により、安全確保を進める。

（6）情報通信

○情報通信体制の強化と通信手段の多重化【企財、県土】

埼玉県の情報システムに関する業務継続計画（ICT-BCP）を策定し、非常時優先業務に必要なICT資源（情報システムや情報ネットワーク）の継続性を確保して、大規模災害発生時に非常時優先業務が適切かつ迅速に遂行できるよう備える。

道路・河川等を管理する地域機関等に、イリジウム衛星携帯電話・IP無線機を配備するとともに、定期的に使用訓練を実施する。また、通信途絶時に備え、衛星通信（Starlink等）等の多重化された通信手段を確保する。

（7）産業

○平時からの産業創出【産労】

本県の「稼げる力」を強化するため、デジタルトランスフォーメーション（DX）に取り組む事業者に対するデジタル技術の活用支援や、製品開発及び実証の支援などを行うとともに、本県への企業立地を促進する。立地企業に対しては操業前後のフォローアップを行い、企業の要望を適切に関係機関につないでいく。これにより企業の集積や操業環境の向上を図る。

○金融機能・産業機能の維持【産労、企業】

県産業振興公社と連携して、県内中小企業に対し、セミナーやホームページでの広報によりBCPの普及を進めるとともに、策定を希望する中小企業への個別支援を行う。

県制度融資の経営安定資金（災害復旧関連）により、被災時の民間企業の事業継続を支援する。

災害時においても工業用水を受水企業へ安定供給するため、水処理施設の耐震補強を進める。

○産業を担う人材の育成・確保【産労、県土、教育】

専門高校等において企業等の支援を受け、職業教育の充実を図り、専門的知識、技術及び技能の向上を図る。さらに実践的な職業教育で生徒の勤労観、職業観を醸成する。

また、民間教育訓練機関を活用した職業訓練、企業の具体的オーダーに基づく技能講習等により、多様な産業人材ニーズへの機動的な対応を進める。働く意欲がある誰もが、年齢、性別、障害の有無等に関わらず、自らの力を高め、適材適所の職場で活躍できるよう取組を進める。

建設業への若者や女性の入職・職場定着、資格取得による処遇改善を支援する。

（８）交通

○鉄道設備の整備等による安全性の向上【企財】

地域鉄道の安全輸送のため、経営基盤の弱い事業者が実施する設備整備に対する支援を行う。

○道路ネットワークの整備・通行の確保【農林、県土、都市、警察】

道路の通行を確保するため、災害時における道路啓開体制の強化を進めるとともに、緊急輸送道路の沿道建築物の耐震診断・改修工事等への支援や電線類の地中化、路面下空洞調査等を行う。防災拠点や高次医療機関への交通アクセスルートの多重化を図るため、未接続道路等を整備する。また、高速道路のインターチェンジへのアクセス改善のため、現道の拡幅やバイパスの整備をする。

生活を支える道路の整備や山村の生活を守る森林管理道の整備・維持管理を行う。また、大雪や噴火（降灰）等を含めた災害情報や道路の通行状況を投稿、閲覧でき、県民による自助・共助に活用できる「さいたま減災プロジェクト」の普及を進める。

緊急輸送道路等の交通を確保するため、停電時でも信号機に電力を供給する自動起動式発動発電機の設置及び更新を進める。また、信号機の倒壊を防止するため、計画的に信号機の更新を行う。

災害発生時の孤立集落発生を防止するため、迂回路の無い県道において道路の法面对策や落石防護等を推進する。

○道路施設の耐震化及び路面下空洞調査等による安全性の向上【農林、県土】

古い基準で建設された橋りょうの耐震補強を進めるとともに、経年劣化への対応

のため道路施設の計画的な修繕や更新を進め、県管理道路、森林管理道の安全確保を進める。

さらに、地下インフラのデータベース化を進めることで、埼玉県が管理する道路において、地下インフラ情報を一元的に管理し、災害や事故等発生時に迅速に情報共有できる環境を実現する。

(9) 農業

○平時からの農業生産の確保【農林】

青年の就農意欲の向上と就農後の定着を国の制度を活用して進める。関係機関が連携して質の高い新規就農者の育成等を支援する。平時から野菜の新規作付面積の拡大を図り、野菜産地の生産体制の強化に向けた機械・設備等の整備支援を進める。

また、防災重点農業用ため池について地震・豪雨耐性評価等を実施し、対策が必要な箇所については、対策工事等を進める。基幹的農業水利施設の計画的な補修・更新を進める。自治会や水利組合、土地改良区等へ農地の多面的機能の周知を進め、農地維持を進める。

○農業生産基盤等の整備【農林】

スマート農業技術の導入による省力化など、地域の将来像を見据えた、ほ場整備を進める。基幹的農業水利施設の計画的な補修・更新を進める。

鳥獣害対策指導者の育成、地域での被害防止活動への支援により、鳥獣害被害対策を進める。新たな被害防止技術の開発・実証・普及も進める。既存の共同利用施設の計画的な再編・集約や合理化による生産基盤の強化を進める。

○農業用ため池等の防災対策【農林】

防災重点農業用ため池245か所について、地震・豪雨耐性評価等を実施し、対策が必要な箇所については、対策工事等を進める。

大規模地震により広範囲でため池等の農業施設の被害が発生した場合、迅速かつ適切に災害発生時の対応ができるよう、災害対応事務や連絡系統の確認を行う。

地震、豪雨時のため池決壊による甚大な被害を未然に防ぐため、防災工事等を要する農業用ため池の対策コストの縮減に向けた調査を支援するとともに、ため池の監視システムの導入により監視体制を強化する。

○森林の保全と林業生産性の向上【農林】

森林の循環利用の実現に向け、森の若返りの推進、林業生産性の向上、担い手の育成を図る。また、住宅分野での利用拡大、公共施設の木造化・木質化や木質バイオマスの利活用により県産木材の利用を推進する。

(10) 県土保全

○治水施設の整備・減災に向けた取組の強化【農林、県土、都市】

治水安全度を向上させるため、河川や調節池の整備を行う。堤防やダム、排水機

場等を定期的に点検し、老朽化しているポンプ施設の長寿命化工事を計画的に行うとともに、著しく河積阻害となる河道内の堆積土砂の撤去や樹木の伐採など適切な維持管理を実施する。また、デジタル技術等を活用した維持管理の効率化・高度化を図る。このほか、浸水被害による内水排水機場の機能停止を防ぐため、耐水化対策の検討・取組を行う。雨水を地中に浸透させる取組も行う。

流域治水への転換に伴う水災害リスクに備えたまちづくりのための浸水想定区域図等の活用などを推進する。

防災重点農業用ため池245か所について、地震・豪雨耐性評価等を実施し、対策が必要な箇所については、対策工事等を進める。

○土砂災害等の防止施設の整備・減災に向けた取組の強化【農林、県土】

ソフト対策として、土砂災害による被害が発生するおそれのある箇所を土砂災害警戒区域等に指定する。ハード対策として、埼玉県砂防関係施設整備計画に基づき、優先順位の高い箇所への砂防関係施設整備を進めるとともに、既存砂防関係施設の長寿命化を図るため、計画的な維持修繕を実施する。

山腹崩壊地や荒廃溪流等荒廃山地の復旧や、崩壊や土石流のおそれのある山地での被害予防のため、治山事業等を実施する。

○雨水の集中的な流出の抑制【企財】

雨水利用の普及啓発を促進し、雨水の集中的な流出の抑制を図る。

○自然を活かした保水・遊水機能の確保【企財、農林】

間伐、針広混交林化、獣害対策等、地域に応じた森林整備を進めるとともに、「見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針」に沿った土地利用調整及び公有地化により、緑地空間を保全し、治水機能を保持する。

(11) ライフライン

○市街地等で発生する下水の適切な処理と施設の耐震化・老朽化対策の推進【環境、農林、都市、下水】

下水道、農業集落排水、浄化槽等の適切な役割分担のもと、生活排水等を適切に処理する施設の整備を市町村とともに進める。市町村が実施する公共下水道の未普及解消や、生活雑排水を処理できない単独処理浄化槽等から生活排水を全て処理でき、災害に強い合併処理浄化槽への転換に対する支援を行う。

災害に備え、県が運営する流域下水道事業では、管きょやポンプ場の流下機能の確保、終末処理場の施設の耐震化による処理機能の確保を行う。

また、管きょの点検・調査を推進し腐食等の状況を把握するとともに、計画的な改築・更新により老朽化対策を推進する。

老朽化が進行している農業集落排水の施設の機能診断や補修工事を支援する。

緊急輸送道路等の災害時に通行を確保する必要がある道路上にあるマンホールの浮上防止対策を実施する。

市街地の浸水被害の軽減を図るため、雨水を排除する下水道の整備に対する技術的支援を行う。

災害時の行政機能の低下を補完するため、災害時支援に関するルールによる応急

対応が実施できるよう備える。また、被災時の下水道使用による溢水や応急復旧の遅れを防ぐため下水使用制限要請ができるよう備える。

○安全な水の早期供給再開と施設の災害対応力強化【環境、保健、企業】

各家庭に水道水を供給する水道事業者に対して、水道施設の耐震化、老朽化水道施設の更新及び管路の耐震化、更新を支援する。

県営水道では、水質が安全であることを確認するため、水源の水質を定期的に監視する。浄水場に取り水してから毒物監視装置等により常時監視を行い、原水の水質に応じた適切な浄水処理を実施する。さらに、安全な水を供給するため、県営浄水場に高度浄水処理施設を整備する。また、災害に備えて、貯水タンクの増設、送水管路の耐震化を進める。

水道水源となる河川の定期的な水質測定等による広域的な汚染の監視や水質検査の信頼性確保に取り組む。

○水の有効利用の推進【企財】

必要水源量を確保するため、未完成の水資源開発施設の早期完成を国等に働きかける。雨水利用の普及啓発を促進し、水の有効利用の推進を図る。

(12) 教育

○学校の災害対応力の向上【教育】

学校の危機管理体制の整備・充実とともに、教職員の危機管理能力の向上に努める。各学校において地域の関係機関との連携を推進する。

防災拠点として設備が整備された高校では、設備の使用方法に関する研修を実施し、設置されている設備や機能を災害時に迅速に活用できるよう備える。また、設備の更新時には、都市ガスやLPGなどの多様な燃料方式による発電設備など、防災設備として有効な設備仕様の検討を行う。

小中学校では、安全意識や危険を予測し、回避する能力を身に付け、主体的に行動できる児童生徒の育成に努める。高校では、社会の支援者として自覚し、安心安全な社会づくりに貢献できる生徒の育成に努める。

小中学校施設及び県立学校の校舎・体育館の耐震化は完了し、校舎・体育館以外の建築物の耐震化を進める。

大規模災害が発生した際に、被災地域等からの要請に基づき、被災した学校における教育活動の早期再開に向けた支援を行う被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）の学校支援チーム派遣調整体制を整備する。

(13) 土地利用

○計画的かつ有効な土地利用と地籍調査の推進【企財】

県土の計画的かつ適切な利用を図るため、土地利用に係る総合的な企画・調整を行う。地震被害想定調査結果や湛水想定区域図あるいは土砂災害危険箇所マップの公表などを通じ、災害リスクの少ない土地利用への誘導を図る。

地籍調査により土地の境界や所有者等を明確にすることは、円滑な防災・減災事業や迅速な災害復旧に寄与することから、引き続きこれを進める。

○発災前からの都市の復興への備え【都市】

「復興まちづくりイメージトレーニング」等を実施することにより、復興まちづくりの課題の抽出や復興に携わる人材の育成・確保を行う。抽出された復興における課題を「埼玉県震災都市復興の手引き」に反映させることで、手引きの取組を推進し、発災時における速やかな復興計画の作成に備える。

また、復興期に必要な住戸の確保について、住宅の自力再建ができるよう地震保険の啓発を進めるとともに、公営住宅の空き住戸の提供や災害公営住宅の整備等、効果的な住宅対策に向け、平時から市町村との連携強化に努める。

(14) 環境

○災害廃棄物の適正処理の推進【環境】

短期間に大量に発生する災害廃棄物を、県、市町村がそれぞれの役割に応じて適切に処理するための行動内容を整理する。また、平時から仮置場候補地の選定や広域処理体制の構築等の準備を進める。

○有害物質等の流出対策の確実な実施【危機、環境、保健、都市】

毒物劇物等の化学物質による事故を未然に防止するため、毒物劇物の製造業者等に対して適切な管理状態を確保するよう指導する。化学物質による環境リスクの低減を図るため、事業者の化学物質の管理の徹底と排出抑制の取組を促進し、環境コミュニケーション活動の支援や分かりやすい情報発信を行う。

高圧ガス取扱事業所への立入検査により、技術基準の適合状況、維持管理状況、保安体制等の検査を行うとともに、高圧ガス業界と連携した保安確保を進める。

事業者には災害時における有害物質等の流出防止対策の徹底を促し、環境汚染の未然防止を図る。

水質事故の未然防止の重要性を事業者に啓発するとともに、事故時には「異常水質事故発生時における危機管理マニュアル」に基づき、事故状況の把握、原因調査、汚染拡大防止、被害発生防止を図る。

石綿（アスベスト）の飛散防止、中皮腫等の健康被害の予防のため、石綿除去の無届工事の防止、工事の際のリスクコミュニケーションの実施指導、適切な解体工事の実施指導、大気中の石綿濃度のモニタリング調査を行う。また、民間建築物の石綿分析調査、一定規模以上の石綿除去等工事への支援を行う。

(15) 地域づくり・リスクコミュニケーション

○自助と共助による地域単位の防災力の向上【県民、危機】

減災に向けた自助の取組のきっかけとして、家具の固定、災害用伝言サービスの体験、3日以上の水・食料の備蓄の「3つの自助の取組」を働きかける「イツモ防災」を推進する。あわせて、携帯トイレの備蓄及び感震ブレーカーの普及啓発も行う。家具の固定を促進するため、民間団体との連携を進める。

地域での共助の取組の中心となる自主防災組織のリーダーを指導する指導員の地域への派遣や、市町村が実施している自主防災組織の活動活性化の取組への支援を行う。

県民が地域活動やボランティア活動に参加するきっかけづくり等の支援を進める。

○防災知識の普及啓発【県民、危機】

自助・共助の観点から、県民の自然災害への備えを強化するため、防災マニュアルブックによる情報発信や、市町村と連携した、イツモ防災インストラクターや自主防災組織リーダー養成指導員による防災講座を実施する。

地震や台風などの風水害への早めの準備と避難のため、一人一人があらかじめ避難に備えた行動を決めておくマイ・タイムラインの作成、在宅避難等の避難方法に応じた準備、さらには、様々な場面での対応方法など、適切な避難行動に関する普及啓発を行う。あわせて、避難生活の際の注意点（熱中症等）についても普及啓発を行う。

防災学習の拠点として運営している「埼玉県防災学習センター」では、県民に対し日頃からの備えや災害発生時の対処方法に関する体験学習の機会及び情報の提供を行う。

災害、避難行動又は防災等の情報にアクセスしにくい外国人の逃げ遅れ・混乱等を防ぐため、県公式LINEを活用して多言語の防災・災害情報を提供するとともに、市町村や関係団体と連携した訓練等を実施することにより、災害時の外国人支援体制を整備する。

○総合的な防犯対策の推進【県民、警察】

普及啓発による県民一人一人の自主防犯意識の醸成、自主防犯活動団体や協定締結事業者等と連携した地域による防犯活動の推進、公共空間への防犯カメラ等の整備による総合的な防犯対策を推進する。

県民一人一人が防犯意識を高め、自らが犯罪被害に遭うことのないようにするとともに、犯罪の起きにくい社会を実現するための普及啓発活動を実施する。

県民に自主防犯活動団体の有用性を周知し、積極的な活動参加を促すとともに、犯罪情報の提供や物的支援を行い、自主防犯活動団体の活性化を図る。

犯罪多発地域内の事業者や犯罪が多発する施設を管理する事業者等と連携し、犯罪実態や施設の防犯診断に基づく対策を実施する。

街頭犯罪等の防止のため、犯罪多発地域や通学路、商店街等への街頭防犯カメラ等の設置について、設置主体に対する助言等の支援を行う。

インターネット利用者の安全を確保するためサイバーセキュリティの向上に努める。また、高度なサイバー攻撃に対処できるよう官民連携した対処訓練を行う。

○平時からの連携関係の確立【企財、県民、危機】

幅広い業種の企業等との包括的連携協定の締結、官民連携の相談窓口の設置により、庁内・企業からの連携事業の相談、提案を幅広く受け、連携事業を拡大する。また、災害時応援協定を締結し、協定の実効性を高める取組を進める。

被災時の物資輸送については、民間事業者等との協定締結による県内各地の民間倉庫や物流団地等に救援物資の一時保管や機材・人材・物流専門家の派遣等について備えを進めるとともに、避難所に物資が届くよう連携の強化を図る。

地域の課題解決に取り組むNPO等への支援を進める。また、国の省庁の機関が集積している「さいたま新都心」については、国等と連携して職員宿泊施設を確保するなど、バックアップ拠点としての機能強化を図る。加えて、近隣市町村間の連

携の取組を支援する。

○帰宅困難者の一時滞在施設の確保と帰宅支援【危機、都市】

帰宅困難者が事業所や施設等に留まれるよう、多数の者が利用する建築物の耐震化等を所有者に働きかけるとともに、行政・建築関係団体による協議会において情報共有し、効果的な耐震化に努める。県内の主要駅に帰宅困難者対策協議会を設置し、駅周辺での混乱防止対策や一時滞在施設の確保を進める。

啓発リーフレットの配布、訓練時の呼びかけ等により、一斉帰宅抑制の周知を進める。また、東京都と連携した要配慮者の搬送訓練等を実施し、帰宅支援ができるよう備える。

○避難所の公衆衛生と生活の質の確保【危機、保健、都市】

災害時公衆衛生活動マニュアルに基づき、平時からの体制整備、訓練や研修の実施、災害発生時の役割分担や職員派遣に関する整備等を進める。

平時から飼い主に災害時のペット同行避難等、飼育動物に係る災害時の備えについて啓発を行う。関係する団体、企業及びボランティアと災害発生時に備えた連携を深める。避難所のペット受入れ体制の整備に向け、市町村の支援を行う。

避難所から移転する方など被災者に応急仮設住宅を速やかに供給するため、市町村説明会などを通じて供給体制の強化を進める。

市町村に対し、ジェンダー視点を取り入れた避難所開設・運営マニュアルの策定を支援する。

災害時の新型コロナウイルス感染症対策に当たり「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）」に沿ったマニュアル策定を支援する。

被災時に避難所外避難が発生することを前提とした市町村の避難者対応等を支援する。

避難所の環境改善の一環として、パーティションや段ボール製簡易ベッド等の備蓄を引き続き行くとともにキッチンカー等の活用により、衛生環境と生活の質の確保を図る。

避難所のニーズに合った物資を供給できるよう、新物資システム（B-PLo）等を活用して、市町村が必要となる物資等を把握する。

避難所の衛生環境や空調・温熱環境を改善することなど、避難所での生活環境を向上させていくことで、災害関連死の防止に取り組んでいく。

○避難所運営の支援【危機、福祉、保健】

避難所における要配慮者への支援等について検討する。

避難所運営関係者が有効に活用できる情報の一元化等を検討する。

避難所における各部屋の使用方法等の事前検討を進めるよう、市町村に働きかける。

基礎的な避難所運営の知識を身に付けるとともに、職員派遣等、避難所運営の支援体制を検討する。

福祉避難所の開設訓練や広報の実施、ヘルプカードの作成・配布、福祉避難所の耐震化等、市町村へ働きかける。

県内発災時に、避難所支援の中心を担うリハビリテーション専門職等を迅速に現地に派遣できる体制を構築し、生活不活発病や災害関連死を予防することで、早期

に災害を乗り越え自立した生活の再建・復興を実現する。

（１６）老朽化対策

○県有施設の計画的な老朽化対策の推進【総務、環境、農林、県土、都市、下水、教育、警察】

県有資産をより効果的・効率的に活用していくため、「県有資産総合管理方針」と各資産類型別のより詳細な取組方策を定めた「資産類型別計画」に基づき、県有施設の長寿命化の推進や維持管理・保全業務の適正化を進める。

（１７）デジタル技術の活用

○デジタル技術を活用した国土強靱化施策の高度化【全部局】

デジタル技術の進展を踏まえ、防災・減災、国土強靱化のあらゆる分野において、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進する。

具体的には、被害状況の早期把握や情報共有におけるAI等の活用、マイナンバーカードを活用した避難所運営の効率化、インフラの維持管理におけるデジタル技術の導入等を進め、県民の安全・安心と行政事務の効率化を図る。

第7章 地域強靱化の推進に向けて

7-1 地域強靱化に向けた推進体制の確保

地域強靱化に関する県の具体的な取組については、本計画の第5章、第6章及び埼玉県地域防災計画等の当該取組が位置付けられた計画等に基づき着実に推進するものとする。また、国の基本計画に基づく取組や県内市町村が策定する地域強靱化計画の取組とも連携させ、地域強靱化の取組を推進していく。

本計画は、県だけでなく、県内市町村やライフライン事業者、民間企業等の関係主体による取組を含め、県内における地域強靱化施策を推進するための基本的な指針となるものである。本計画及び本計画の策定に先立ち実施した脆弱性評価の結果を踏まえ、県民、民間企業、医療機関、行政機関等、社会を構成する主体が担う役割を理解し、自主的かつ積極的に取り組むことが必要である。

(1) 県民の役割

大規模自然災害が発生した場合、現在の当たり前の日常が一変し、必要な物資が手に入らないなど制約のある生活となることが予測される。平時から備える「3つの自助の取組」等により自らの命を守るとともに、住宅を耐震化するなど生活の基盤を維持できるよう備えておくことが期待される。

加えて、「自分の地域は自分で守る」ため、近所とのつながりづくりや自主防災組織への参加を通じて平時から助け合い（共助）の体制づくりを進めることが期待される。

(2) 民間企業の役割

民間企業による経済活動は、我が国の経済的な発展に寄与するだけでなく、県民の安定した生活を支えたり、社会貢献活動を行うなど、地域で大きな役割を担っている。大規模自然災害が発生した場合にも、経済活動の基盤となる施設を維持できるよう災害に強い施設を備えておくとともに、我が国の経済を停滞させないよう活動を継続することが期待される。

また、地域社会の一員として、地域における助け合い（共助）の活動に積極的に参加・貢献するなど、地域の状況に応じた社会的責任を果たすことも期待される。

加えて、県民生活や経済活動の基盤となるライフラインを担う企業においては、大規模自然災害による影響を受けないよう施設の耐震化等により備えるとともに、被災した場合もできるだけ早期に平時のサービス水準を回復できるようにすることが期待される。

(3) 医療機関の役割

大規模自然災害が発生した場合、最も重要なことは人命救助であり、最も早く医療救護活動を開始できる被災地内の医療機関の役割は重要である。被災地となった場合には、災害拠点病院をはじめとする地域の医療機関において被災時にも医療活動を継続できるよう備えるとともに、災害時特有の重篤救急患者の救命医療を行えることが期待される。

加えて、被災地とならなかった場合においても、負担が大きくなる被災地内の医療機関や災害拠点病院から患者受入等の支援ができるよう平時から連携関係等を強化しておくことが期待される。

（４）行政機関の役割

本県の強靱化を実効あるものとするためには、県による取組に加え、住民と最も深い関わりを持つ市町村も、大規模自然災害のリスク等を直視して、それぞれの地域の実情や特性を踏まえた地域強靱化の取組を主体的に行うことが求められる。市町村においても地域強靱化計画を策定し、地域強靱化の取組を総合的かつ計画的に進めることが必要である。他の地方自治体や国との連携が必要な事項については、関係機関と協議を重ねて、本県と他の地方自治体の両方を強靱化できるよう協力関係を深めていくことが必要である。

また、県民、民間企業、医療機関等の各主体が積極的に強靱化に取り組めるような環境整備や情報提供等を進めていく。

７－２ 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた施策の推進

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2015年の国連サミットにおいて加盟国（193か国）の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた、誰一人取り残すことのない持続可能な世界を2030年までに実現するための国際目標である。

本県でも、部局横断で全庁が一丸となりSDGsに係る施策を展開するとともに、県民や企業など民間主体も巻き込みワンチームで「埼玉版SDGs」を推進している。

本計画に掲げる施策は、本県が目指す3つの将来像の1つ「安全で安心な社会～Resilience（レジリエンス）～」の実現に資するものであり、全庁が一丸となって本県の強靱化に向けた取組を推進していく。

７－３ 他計画との整合と進捗状況の把握

（１）他計画との整合

本計画は、県の個別計画等の地域強靱化に係る指針となるものであることから、地域強靱化に関係する他の個別計画等の改定の際には、本計画の内容と整合を図るものとする。

（２）進捗状況の把握

本県では、県政運営の基礎となる「埼玉県5か年計画」の数値目標（施策指標）と県民満足度調査などの結果により、施策評価を行っており、この評価結果を効率的な予算・組織や事業実施方法に反映するPDCAサイクルに基づき計画を進めている。

本計画においても、このPDCAサイクルとの連携を図り、進捗状況の把握を行っていく。行動指標では把握できない取組についても、本県の強靱化を進めるために十分な取組が行われているか様々な観点から把握していく。

また、本計画の実効性を高めるために、毎年度、強靱化を進めるために取り組む事業をとりまとめ、本県における強靱化のさらなる推進を図る。